

教育委員会臨時会議事日程

令和4年5月26日(木)午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項

横浜市立学校 熱中症対策ガイドラインの改訂について
新型コロナウイルス感染症への対応に係る部活動等の取扱いについて
ウクライナからの避難民の児童生徒等への支援について
登下校時の交通事故防止に向けた取組について
「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和3年度の取組状況について
- 3 審議案件

教委第11号議案 横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針の一部改正について
- 4 その他

令和4年5月26日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 5/13 本会議（第1日）役員改選
- 5/17 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 5/18 本会議（第2日）議案上程、質疑、財政ビジョン特別委員会設置、付託
- 5/20 本会議（第3日）一般質問

2 市教委関係

（1）主な会議等

（2）報告事項

- 横浜市立学校 熱中症対策ガイドラインの改訂について
- 新型コロナウイルス感染症への対応に係る部活動等の取扱いについて
- ウクライナからの避難民の児童生徒等への支援について
- 登下校時の交通事故防止に向けた取組について
- 「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和3年度の取組状況について

3 その他

教健第673号
令和4年5月17日

学校長
校長代理

健康教育・食育課長

横浜市立学校 熱中症対策ガイドラインの改訂について（通知）

日頃から学校保健の取組に御協力いただきお礼申し上げます。

このたび「横浜市立学校 熱中症対策ガイドライン」改訂を行いましたのでお知らせします。

今回の改正では、文部科学省「学校における熱中症ガイドライン作成の手引き」に基づき、令和3年度から全国展開された熱中症警戒アラートの活用について補足するとともに、具体的な熱中症対策を付加しました。（内容変更はありません。追加した項はガイドライン目次に記しました。）

熱中症対策について、今回改訂のガイドラインを全教職員で確認し、環境条件の把握、暑熱順化、健康観察、水分補給、休息等について適切に対応してください。

来週以降も気温が高くなる予報が出されています。熱中症警戒アラート等の情報に注意するとともに、環境条件の把握についてはWBGT計等を活用し、活動場所において、暑さ指数、温度・湿度の確認に努めていただきますようお願いします。

現在、新型コロナウイルス感染症対策として、学校生活ではマスク着用を原則としており、マスクを外す際は、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮することが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

[マスクの着用について]

学校生活ではマスク着用を基本としていますが、屋外で距離を取って活動する場合にはマスクを着用する必要はありません。特に、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症等による健康被害が発生するおそれがあることから、WBGT 21°C以上の場合、屋内外に関わらず、体育の授業や部活動等運動時はマスクを外すよう指導してください。その際、屋内では換気の悪い空間とならないよう換気設備を適切に運転することや、窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと等に注意してください。ただし、授業前後の着替えや移動の際、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用してください。

また、登下校中におけるマスクの着用については、熱中症のリスクを回避することが難しいことから、健康被害が発生する可能性が高い場合には、人との距離を十分に保つよう注意すること、なるべく会話をしないこと等に気を付けて、マスクを外すよう指導してください。学校により登下校の状況は異なりますので、児童生徒に具体的に指導していただき、保護者の方、地域の方の理解や協力を得ながら対応していただきますようお願いいたします。

参考 ○熱中症警戒アラートのURL（環境省ホームページ）

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

○熱中症対策ガイドラインのURL（横浜市ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/hoken/default201905231120.html>

横浜市立学校 熱中症対策ガイドライン

令和4年5月改訂

令和元年5月

横浜市教育委員会事務局

はじめに

横浜市教育委員会は、平成30年夏の酷暑をうけ、令和元年5月に「横浜市立学校 熱中症対策ガイドライン（試行版）」を策定しました。この度、令和3年度から熱中症警戒アラートが全国展開されたこと等を踏まえ、改訂を行いました。

このガイドラインを活用し、熱中症対策を行っていただきますようお願いします。

このガイドラインは、原則小中学生を対象に作成しておりますが、高等学校や特別支援学校の児童生徒についても、この内容を参考に熱中症対策を行い、児童生徒の安全を図るようお願いします。なお、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の報告によれば、熱中症による事故報告が最も多いのは、高校1年生です。体力不足や環境の変化等に加え、片付けなどに追われて水分補給のタイミングを逃さないよう配慮も必要です。

第10項で「独立行政法人日本スポーツ振興センター」発行の「熱中症を予防しよう」掲載の死亡事例と、第11項で横浜市立学校における熱中症・熱中症の疑いによる救急搬送事案の例を示しますので、どのような場合に熱中症事案が起きているか確認され、対策の参考にしてください。

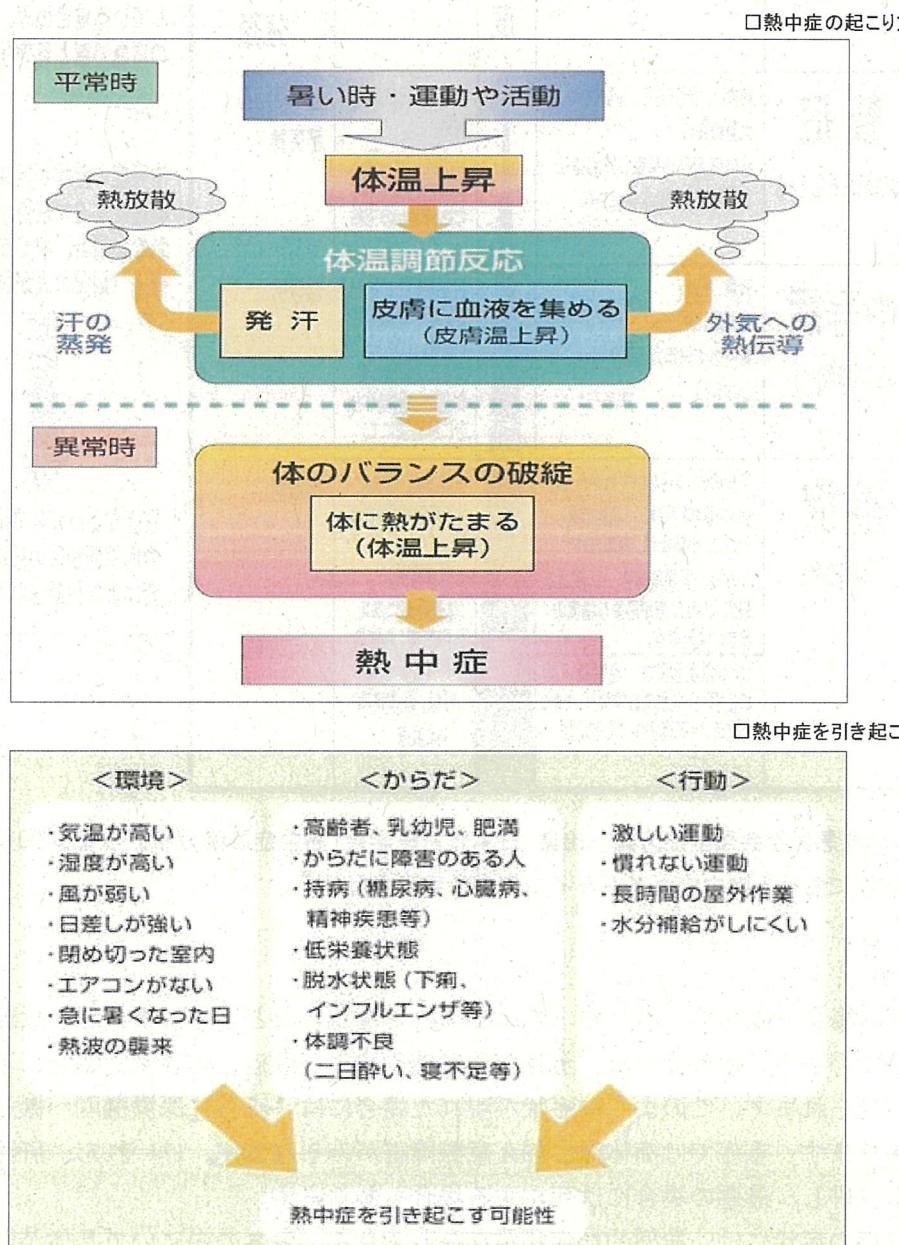
目 次

はじめに	P. 1
1 熱中症とは	P. 2
2 熱中症の重症度分類と対応	P. 3
3 熱中症予防の体制整備	P. 4
4 熱中症の予防策	P. 5
(1) 熱中症予防の原則	P. 5
(2) 授業日の対応	P. 8
体育・スポーツ活動時以外の対応	
体育・スポーツ活動時の対応	
(3) 週休日・休日・学校休業日の対応	P. 9
* プール学習時の熱中症対策	P. 10
5 行事等の扱いについて	P. 12
6 暑さ指数（WBGT）と学校の対応	P. 13
7 WBGT計による計測について	P. 14
8 熱中症警戒アラートの活用について	P. 15
9 熱中症の応急処置（フロー図）	P. 16
10 熱中症による死亡事例	P. 18
11 横浜市立学校における事故事例	P. 19
12 横浜市立学校における熱中症対策 実践例	P. 20
＊ 熱中症対策とマスク着用について	P. 21
13 参考文献	P. 23

1 熱中症とは

体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称です。高温環境下に長期間いたとき、あるいはいた後の体調不良はすべて熱中症の可能性があります。

- 死に至る可能性のある病態です。
- 予防法を知って、それを実践することで、防ぐことができます。
- 応急処置を知つていれば、重症化を回避し後遺症を軽減できます。



熱中症環境保健マニュアル 2018(環境省)より

- 人の体温は測定する場所によって違っています。脳や内臓などの体の内部の温度を「深部体温（中枢温）」といいます。深部体温が40°C以上で30分以上経過すると、死に至ることがあります。

2 热中症の重症度分類と対応

热中症の重症度は「具体的な治療の必要性」の観点から、軽症（現場の応急処置で対応できる）、中等症（病院への搬送が必要）、重症（入院し集中治療が必要）と分類されています。

	症状	重症度	治療	臨床症状からの分類
軽症 (応急処置と見守り)	めまい、立ちくらみ、生あくび 大量の発汗 筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り） 意識障害を認めない（JCS=0）		通常は現場で対応可能 →冷所での安静、 体温冷却、経口的に水分とNaの補給	熱けいれん 熱失神
中等症 (医療機関へ)	頭痛、嘔吐、 倦怠感、虚脱感、 集中力や判断力の低下 (JCS≤1)		医療機関での診察 が必要→体温管理、 安静、十分な水分とNaの補給（経口摂取が困難なときは点滴にて）	熱疲労
重症 (入院加療)	下記の3つの中のいずれかを含む (C)中枢神経症状（意識障害 JCS≥2、小脳症状、痙攣発作） (H/K)肝・腎機能障害（入院経過 観察、入院加療が必要な程度の 肝または腎障害） (D)血液凝固異常（急性期DIC診 断基準（日本救急医学会）にてDIC と診断）⇒Ⅲ度の中でも重症型		入院加療（場合により集中治療） が必要 →体温管理 (体温冷却に加え 体内冷却、血管内 冷却などを追加) 呼吸、循環管理 DIC治療	熱射病

図 日本救急医学会熱中症分類（出典：日本救急医学会「熱中症診療ガイドライン 2015」改変）
(学校における熱中症ガイドライン作成の手引きより)

軽症の場合「立ちくらみ」や「筋肉のこむら返り」などを生じますが、意識ははつきりしています。中等症では、全身の倦怠感や脱力、頭痛、吐き気、嘔吐、下痢等の症状が見られます。このような症状が現れた場合には、直ちに医療機関へ搬送する必要があります。重症では高体温に加え意識障害がみられます。けいれん、肝障害や腎障害も合併し、最悪の場合には死亡する場合もあります。

熱中症の症状には、典型的な症状が存在しません。暑さの中にいて具体が悪くなつた場合には、まず、熱中症を疑い、応急処置あるいは医療機関へ搬送するなどの措置を講じるようにします。

3 熱中症予防の体制整備

熱中症を予防するためには気温や湿度など環境条件に配慮した活動が必要です。暑さ指数(WBGT)を基準とする運動や各種行事の指針を予め整備することで、客観的な状況判断・対応が可能となります。

【熱中症予防の体制整備のポイント】

①教職員への啓発

- ✓全教職員で熱中症とその予防について共通理解を図る。

②児童生徒等への指導

- ✓児童生徒等が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導する。

③各学校の実情に応じた対策

- ✓近年の最高気温の変化や熱中症発生状況等を確認し、地域や各学校の実情に応じた具体的な予防策を検討する。

④体調不良を受け入れる文化の醸成

- ✓気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える環境・文化を醸成する。

⑤情報収集と共有

- ✓熱中症予防に係る情報収集の手段と全教職員への伝達方法を整備する。

⑥暑さ指数(WBGT)を基準とした運動・行動の指針を設定

- ✓既存の指標を参考に、運動や各種行事の指針を予め設定する。

⑦暑さ指数(WBGT)の把握と共有

- ✓暑さ指数(WBGT)の測定場所、測定タイミング、記録及び関係する教職員への伝達体制を整備する。

⑧日々の熱中症対策のための体制整備

- ✓熱中症警戒アラート発表時の対応も含め、設定した指針に基づき、日々、運動や各種行事での対策を決定・指示する体制を整備する。

⑨保護者等への情報提供

- ✓熱中症対策に係る保護者の理解醸成のため、熱中症対策を保護者とも共有する。

情報収集・発信方法を検討

運動や各種行事等の内容変更、 中止・延期の判断について検討

体制構築後の対応を検討

● 热中症に関する情報収集・伝達体制の整備

✓熱中症警戒アラート等の情報収集及び伝達方法を整備する。

例. 担当教職員が熱中症予防情報サイトに登録したメールアドレスに毎日午後5時にメールが届く。その情報を担当教職員が毎日午後6時に全教職員宛にメール等で共有する。
(定期に限らず、緊急性がある場合では、校内放送等を活用して適宜発信する。)

● 暑さ指数(WBGT)の測定、記録及び教職員への伝達体制の整備

✓暑さ指数(WBGT)の測定タイミング、測定場所及び伝達方法等を整備する。

例. 活動前に活動場所の暑さ指数を測定し、記録を取る。測定結果は校内の誰もが見やすい場所に貼り出す。

● 暑さ指数(WBGT)を基準とした運動・行動の指針を設定

✓既存の指標を参考に、暑さ指数(WBGT)に応じた運動や各種行事の指針を設定する。

例. 暑さ指数31以上で屋外活動を中止、室内活動は中止または実施形式を変更する。

● 日々の熱中症対策決定のための体制整備

✓運動や各種行事の内容変更や中止・延期における判断を、誰が、いつ、どのように伝達するかの体制を整備する。

✓熱中症警戒アラート発表時の対応も予め設定する。

例. 行事の開催場所の暑さ指数を確認し、対応を判断する。

● 保護者等への事前説明

✓暑さ指数(WBGT)に基づく運動等の指針、熱中症警戒アラートの意味及び熱中症警戒アラート発表時の対応等について保護者に共有する際の担当者、時期、方法を整備する。

例. 担当教職員がGW明けに学校だよりに熱中症予防に関する自校の対応等を掲載し、情報を共有する。

● 热中症予防の体制の見直し

✓热中症発生状況、地域や各学校の状況に応じて適宜体制の見直しを図る。

体制整備のポイント

✓基本的な熱中症予防について、全教職員で共通理解を図るため講習会を実施する。

✓学級担任は、児童生徒等が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導する。

✓近年の最高気温の変化や熱中症発生状況等を確認し、地域や各学校の実情に応じた具体的な予防策を検討する。

✓気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える環境・文化を醸成する。

4 熱中症の予防策

(1) 熱中症予防の原則

日常生活における熱中症予防は、体温の上昇と脱水を抑えることが基本です。そのため、まず大切なのは、暑い環境下に長時間いることを避けることです。学校生活の中では体育・スポーツ活動において熱中症を発症することが多く、スポーツなどの体を動かす状況では、それほど気温の高くない環境下でも熱中症を引き起こすことがあります。暑くないから大丈夫と思うのではなく、活動中の児童や生徒の状態をよく観察して、異常がないかを確認することが大切です。

体育・スポーツ活動における熱中症予防原則として、以下の5つを挙げています。運動・スポーツ活動時の熱中症の発生は、環境、運動内容、個人の体調等が関係しています。次のような予防対策が必要です。

<熱中症予防の原則>

1. 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと
2. 暑さに徐々に慣らしていくこと
3. 個人の条件を考慮すること
4. 服装に気を付けること
5. 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

ア 環境条件の把握

環境条件の指標としては、気温、湿度、輻射熱を合わせた「暑さ指数（W B G T[※]）」が望ましいとされています。まず、W B G T計で計測し、環境条件を把握しましょう。

W B G T計がない場合、気温が比較的低い場合は湿球温度を、気温が比較的高い場合は乾球温度（気温）を参考にしてください。

※暑さ指数 W B G T = Wet Bulb-Globe Temperature

イ 暑熱順化（暑さに徐々に慣らしましょう）

熱中症は、急に暑くなる7月下旬から8月上旬に集中しています。夏前であっても、急に暑くなった時（暑さ指数が31以上になる時、2ランク以上高くなった時）に発生しています。体が熱さに慣れていないためであり、急に暑くなった時は、運動を軽くし、暑さに慣れるまでの数日間は、休憩を多くとりながら、軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やしていくようにしましょう。週間予報等の気象情報を活用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成するとよいでしょう。

ウ 状況に応じた水分・塩分補給

暑い時期は、水分をこまめに補給します。長時間の運動で汗をたくさんかく場合は、塩分の補給も行います。0.1～0.2%程度の食塩水（1ℓの水に1～2gの食塩）が良いとされています。飲料の場合、ナトリウム量100mLあたり40～80mgが適当とされています。スポーツドリンクや経口補水液を利用するとよいでしょう。運動前後の体重減が2%を越えないように水分を補給します。

エ 服装・装具の配慮

服装は軽装とし、透湿性や通気性のよいものとします。

帽子等で直射日光を防ぎましょう。

運動時に身に付けるプロテクターや防具等の保護具は、休憩時にははずすか、緩めるなどし、体の熱を逃がすようにしましょう。

オ 個人の状態や体調の考慮

体力のない人、肥満の人、暑さに慣れていない人は、熱中症を起こしやすいので、運動を軽減しましょう。

体調の悪い人（下痢、発熱、疲労等）は、熱中症を起こしやすいので、無理をさせない注意が必要です。

カ 運動量の調整

環境条件・体調に応じた運動量（強度と時間）にしましょう。

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れるようにしましょう。休憩は30分に1回以上とることが望ましいとされています。

キ 具合が悪くなった場合、早めの処置

暑い日に、児童生徒等の具合が悪くなった場合には、熱中症を疑い、早めに運動を中心として、応急処置をしましょう。

体育・スポーツ活動など学校生活の中で、具合が悪くなった場合には、すぐに活動を中心し、風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内等に避難させます。

水分を摂取できる状態であれば、冷やした水分と塩分を補給するようにします。飲料としては、水分と塩分を適切に補給できる経口補水液やスポーツドリンクなどが最適です。ただし、水を飲むことができない、症状が重い、休んでも回復しない場合には、病院での治療が必要ですので、医療機関に搬送します。

応答が鈍い、言動がおかしいなど重症の熱中症が疑われるような症状がみられる場合には、直ちに医療機関に連絡します。それと同時に、現場でなるべく早く冷やし、体温を下げる事が重要です。重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げることができるかにかかっています。

次頁のコラム「※身体冷却について」を参考に全身を冷やすようにします。

※暑熱順化について

体が暑さに慣れることを暑熱順化といいます。

暑い日が続くと、体がしだいに暑さに慣れて暑さに強くなります。この慣れは、発汗量、汗に含まれる塩分濃度の低下、血液量の増加、心拍数の減少などとして現れます。

暑い環境での運動や作業を始めてから3~4日経つと、汗をかくための自律神経の反応が早くなって、人間は体温上昇を防ぐのが上手になってきます。さらに、3~4週間経つと、汗に無駄な塩分をださないようになり、熱けいれんや塩分欠乏によるその他の症状が生じるのを防ぎます。

体の適応は気候の変化より遅れて起こります。計画的に運動時間や強度等を調節し、暑熱順化を獲得することが重要です。実験的には、暑熱順化は運動開始数日後から起こり、2週間程度で完成するといわれています。無理をせず、徐々に暑さに慣れるように工夫しましょう。

※運動中の水分補給

運動中の水分補給には、以下の理由から、冷やした水が良いとされています。

- ・冷たい水は深部体温を下げる効果がある

- ・胃にとどまる時間が短く、水を吸収する器官である小腸に速やかに移動する

また、運動前（ウォーミングアップ時）に水分補給をすることにより、発汗や高体温を避けることができます。その際、冷たい飲料を摂取することにより、運動中の深部体温の上昇を抑え、発汗を防ぐことができます。

人間は、軽い脱水状態のときにはのどの渇きを感じません。そこで、のどが渴く前あるいは暑いところに出る前から水分を補給しておくことが大切です。

※身体冷却について

体温の冷却はできるだけ早く行う必要があります。重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げることができるかにかかっています。救急車を呼ぶことはもとより、現場すぐに体を冷やし始めることが必要です。身体冷却法としては「氷水浴／冷水浴法」が最も効果的とされ、「水道水散布法」が次に推奨されています。

＜運動中に熱中症または熱中症が疑われるような症状が見られた場合＞

風通しのよい日陰、クーラーが効いている室内等へ避難させ、体温の冷却を行う。

＜冷却処置＞

- 衣服を緩める・脱がせる。

- 頸・腋下・鼠径部等の太い血管のある部分に氷やアイスパックを当てる。

- 水道につないだホースで全身に水をかけ続ける。（水道水散布法）

- 氷水に全身を浸す。（冷水浴法）

※簡易アイスバス（ブルーシート上に寝かせ、四角を持ち上げて体を氷水に漬ける）

…体が水に沈みこまないよう安全上の十分な配慮が必要。

＜注意＞

- 児童生徒の状態を観察し、冷却方法や時間を調整する。

- 脱衣や冷却の際は、処置の内容から児童生徒の心理面を考慮した救護活動を行う。



参考) 公益財団法人日本スポーツ協会

<https://youtu.be/g2FZVArhb48>

(2) 授業日の対応

ア 体育、スポーツ活動以外の対策

(ア) 教室内の授業

学校環境衛生基準においては、教室等の温度は28°C以下であることが望ましいとされています。温熱環境は温度、相対湿度、気流等によって影響を受けるため、温度のみでなく、その他の環境条件や児童生徒等の健康状態も考慮した上で総合的な対応が求められます。空調設備が設置された教室では、空調設備を利用して教室内の温度を適切に管理します。また、空調設備が設置されていない教室では、換気や扇風機等の使用を行った上で、適宜水分補給を行うよう指導することが大切です。

※教室の望ましい室温について

教室の望ましい室温は、学校保健安全法第六条第一項の規定に基づく学校環境衛生基準（令和4年4月1日一部改正）により、「18°C以上、28°C以下」とされています。エアコンの設定温度は、その日の気温や教室の状況に応じて、望ましい室温になるように設定してください。

●冬季・夏季における換気の留意点

(ア) 室温低下・上昇による健康被害の防止

- 換気により室内の温度が適正にならない場合は、次のような方法をとってください。
- ①暖房の設定温度を高くする/冷房の温度設定を低くする
 - ②窓やドアの開放幅を狭くする
 - ③廊下側の窓やドアだけを開ける
 - ④窓やドアを一時的に閉め、30分に1回程度大きく開放する、対角の窓・ドアを開ける等効率よく換気する。

(ウ) 換気効果の確認について

十分な換気ができているか心配な場合には、換気の指標として、学校薬剤師等の支援を得つつ、CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することができます。学校環境衛生基準では、1500ppmを基準としています。政府の新型コロナウイルス感染症対策部会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には、1000ppm以下が望ましいとされており、昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の様態に応じた換気をしてください。

（「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」横浜市教育委員会より一部抜粋）

(イ) 各種行事での対策

運動会、遠足及び校外学習等の各種行事を実施する場合には、計画段階、前日までに行うこと、及び当日に行うこととに分けて対策を講じることで、計画的に安全管理を行うことができます。特に、前日に発表される熱中症警戒アラートを参考に、安心して行事を実施できる準備を心がけましょう。

(ウ) 登下校時

児童生徒等に涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給について指導します。また、保護者に対しても熱中症対策の案内を送付するなど注意喚起を行います。

イ 体育、スポーツ活動時の対策

(ア) グラウンド・体育館での活動

授業や活動前にグラウンド・体育館などの活動場所で暑さ指数(WBGT)を測定し、対応を判断します。暑さ指数(WBGT)は、測定場所・タイミングで異なります。また、授業が始まると測定が疎かになる場合もあります。測定者も含め測定方法を予め設定することが重要です。また、熱中症警戒アラート発表時には測定頻度を高くし、暑さ指数(WBGT)の変化に十分留意します。

(イ) プールでの活動*

プールサイドが高温になりがちなことや水中においても発汗・脱水があることに留意し、他の体育活動時と同様に熱中症予防の観点をもった対応が求められます。具体的な対策はP.10を参照してください。

(ウ) 部活動での対策

グラウンド・体育館など活動場所で暑さ指数(WBGT)を測定し、対応を判断することは、体育の授業と同様です。部活動は体育よりも運動強度が高いこと、防具を着用する競技では薄着になれないこと等、よりきめ細かな配慮が必要となります。各競技の中央団体でも熱中症対策のガイドラインを公開しています。これらの情報を踏まえ、各校・各競技の実情に応じた部活動時の熱中症対策を進めましょう。

(3) 週休日、休日、学校休業日の対応

週休日等の部活動及び各種行事における熱中症対策も基本的には、授業日と同様に暑さ指数(WBGT)に応じた対策となります。ただし、真夏には暑い日中は避け朝夕の時間帯に練習時間を移すあるいは日中は強度の高い運動を避けるなど、計画段階から暑さを考慮することが必要です。また、週休日は教職員が限定されることから、熱中症警戒アラート等の情報収集、伝達及び対応判断の手順を事前に整えておきましょう。

*イ(イ)プール学習時の熱中症対策

熱中症予防を考えた場合、外気温より水温を重視します。外気温に加えて水温も高くなると、体の熱が逃げにくくなり、熱中症発症の危険性が高くなります。水温が高い場合は、オーバーフローを行う等、水温を適正に保つようにしてください。

プール使用は、対象者の学年、能力、水温、気温、学習内容などを考慮して判断することが大切です。

(1) プール学習について

- ・水温が中性水温^{※1} (33℃～34℃) より高い場合

水中でじっとしていても体温が上がるため、体温を下げる工夫をしましょう。

体温を下げるには、プール外の風通しのよい日陰で休憩する、シャワーを浴びる、風に当たる等が有効です。

- ・水温が中性水温以下

水が体を冷却してくれますので、水中運動は陸上運動より体温は上がりにくいです。ただし、WBGT31℃以上で日射が強い場合は、水から出ている頭部への輻射熱の影響による熱中症に十分注意してください。

※1 中性水温 33℃～34℃：水中で安静状態のヒトの体温が上がりも下がりもしない水温

【参考】プールの水温について

○文部科学省「水泳指導の手引き（三訂版）」（水泳指導教本）

水温は23℃以上であることが望ましく、上級者や高学年であっても、22℃以上の水温が適當。

○公益財団法人日本プールアメニティ協会「プールFAQ水質管理編」

プールの水温は22℃以上が目安。遊泳に適する水温は26～31℃

○日本水泳連盟「水泳指導教本」

屋外プールの安全の目安として、水温と気温を足した温度が、65℃以上になるときには適さない。

(2) プールサイドでの活動（見学・監視を含む）について

- ・気温やWBGT値（暑さ指数）を考慮し、活動時間と活動内容を工夫してください。
- ・帽子着用や日傘の使用、テント設置等により直射日光に当たらないようにし、時折水中に入る、水をかける等、体温を下げるようしてください。
- ・施設床面が高温になる場合はサンダルを履く等し、体温上昇と火傷を防いでください。

(3) 水分補給について

プールで遊んだり泳いだりしている時、自覚はありませんが、実はたくさんのおをかいています。活動中だけでなく、活動前、活動後も水分補給しましょう。

学校屋外プールでの熱中症対策例



5 行事等の扱いについて

行事等での集団活動における熱中症対策のポイント

- 責任の所在を明確にし、監督者を配置しましょう
- すぐに利用できる休憩場所を確保しましょう
- こまめに休憩が取れるように休み時間を予定に入れるようにしましょう
- いつでも飲める冷たい飲料（5～15°C）を準備しましょう
- 体力や体調に合わせたペースを守るように指導しましょう
- 個人の体調を観察しましょう
- 体調不良を気軽に相談できる雰囲気を作りましょう
- 体調不良は正直に申告するように指導しましょう
- お互いの体調に注意して、声を掛け合うように指導しましょう

(1) 事前の情報による判断

○活動中に WBGT=28°C以上となることが予測される場合

- ⇒ 1 救護スペースを設置し、日射を遮り、氷や飲料等を準備する。
- 2 児童生徒が給水できる環境を整える。
- 3 活動場所に WBGT 計を備える。
- 4 緊急対応用に、氷・スポーツドリンク・経口補水液を十分に準備する。
- 5 救急体制の確認、医療機関リスト等を準備する

○活動中に WBGT=31°C以上となることが予測される場合

- ⇒ 上記 1～5 に加え
- 6 クーラーがある休憩所、救護スペースを設置する。
- 7 運動部の試合等の場合：前日と翌日は長時間の練習を行わない。

○活動開始時に WBGT=31°C以上の場合は延期、中止することを検討する

(2) 当日の判断

○活動中に WBGT=28°C以上となることが予測される場合

- ⇒ 1 救護スペースを設置し、日射を遮り、氷や飲料等を準備する。
- 2 児童生徒が給水できる環境を整え、給水タイムを設定する。
- 3 活動場所で WBGT 計による計測を行う。
- 4 緊急対応用に、氷・スポーツドリンク・経口補水液を十分に準備する。
- 5 救急体制の確認、医療機関リスト等を準備する

○活動中に WBGT=31°C以上となることが予測される場合

- ⇒ 上記 1～5 に加え
- 6 教室、休憩所、救護スペースのクーラーを稼働させておく。
- 7 運動部の試合等の場合：翌日の練習時間を短縮、または休養を検討する。

○活動開始時に WBGT=31°C以上の場合は原則延期、中止する。

○活動中に WBGT=31°C以上となつた場合は、活動時間の短縮や、プログラムの変更を行う。

○気象の変化による温度変化に注意し、柔軟に対応する。

(3) 热中症警戒アラートが発表された時の判断

⇒ 上記 (1)・(2) 1～7 に加え

活動場所で活動前、活動中に定期的に WBGT を測定する。

○活動開始時に WBGT=33°C以上の場合は延期、中止する。

○活動中に WBGT=33°C以上となつた場合は、活動を中止する。

○気象の変化による温度変化に注意し、柔軟に対応する。

6 暑さ指数(WBGT)と学校の対応

集団でスポーツ活動を行う場合は、指導者が熱中症を理解し、予防の配慮をする必要があります。学校では環境条件を把握し、運動指針を目安に、児童生徒の発達段階や日頃の活動状況等も考慮して対策を取ってください。

暑さ指数 (WBGT数値) 乾球温度(目安)	日常生活における 熱中症予防指針 (日本気象学会)	熱中症予防のための運動指針 (公財)日本スポーツ協会	学校生活を安全に過ごすために
WBGT 33°C以上 (運動は中止)		活動する区域に熱中症警戒アラートが発表された時(翌日の暑さ指数(WBGT)が33°C以上になると予測された場合)は、活動場所での暑さ指数を確実に測定する。	
WBGT 31°C以上 乾球温度(目安)35°C以上 危険 (運動は原則中止)	外出はなるべく避け、涼しい室内へ移動する。	特別な場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。	体育などの運動は原則中止。屋外や体育館での活動 ^{※2} は、中止又は活動時間の短縮。
WBGT 28~31°C 乾球温度(目安)31°C~35°C 厳重警戒 (激しい運動は中止)	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息を取り水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑になれていがない人は運動中止。	激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は中止。 健康チェックや水分・塩分補給など健康管理を徹底し、練習内容、場所、時間、服装などに配慮した上で活動する。肥満や体力等個人の条件、体調を考慮し、運動を軽減、中止する。
WBGT 25~28°C 乾球温度(目安)28°C~31°C 警戒 (積極的に休息)	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。	熱中症の危険が増すので、積極的に休息を取り適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。	積極的に休息をとる。 激しい運動の場合は、30分おきに1回以上の休息をとるとともに、水分・塩分を補給する。
WBGT 21~25°C 乾球温度(目安)24°C~28°C 注意 (積極的に水分補給)	激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	運動の合間に積極的に水分・塩分補給を行う。
WBGT 21°C未満 乾球温度(目安)24°C未満 ほぼ安全 (適宜水分補給)		通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	適宜水分・塩分補給を行う。

※2 まち探検、理科の観察、写生、集会など

- WBGT 21~25°C 注意(積極的に水分補給) レベル以上の環境下では、運動時にはマスクを外す指導を優先し、換気や距離の確保、近距離での会話を控える等の感染対策に配慮する。
→P.21「新しい生活様式におけるマスク着用等について(熱中症対策について)」を参照

7 WBGT計による計測について

(1) 活動前には、必ず活動場所で計測し、数値を確認すること

- ・ 体育の授業や部活動など、運動を伴う活動前に毎回、計測・確認する。
- ・ 校外学習の出発時、学習活動前に計測・確認する。

(2) 活動中も計測し、確認すること

- ・ 校外学習において徒歩で移動の場合は、移動中にも計測・確認する。
- ・ 気象の変化に注意しながら、部活動など長時間活動する場合には、活動中適宜、計測・確認する。

※暑さ指数(WBGT)とは

熱中症予防のための指標です。

人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①温度、②日射・輻射(ふくしや)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示されます。労働や運動時の熱中症予防に用いられています。

暑さ指数(WBGT)の算出

$$WBGT(\text{屋外}) = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

$$WBGT(\text{屋内}) = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$



○乾球温度：通常の温度計が示す温度。いわゆる気温のこと。

○湿球温度：温度計の球部を湿らせたガーゼで覆い、常時湿らせた状態で測定する温度。湿球の表面では水分が蒸発し気化熱が奪われるため、湿球温度は下がる。空気が乾燥しているほど蒸発の程度は激しく、乾球温度との差が大きくなる。

○黒球温度：黒色に塗装された薄い銅板の球(中空、直径150mm、平均放射率0.95)の中心部の温度。周囲からの輻射熱の影響を示す。

(3) WBGT計がない場合は、気温・湿度の測定値、熱中症予防情報サイト等を参考にする

暑さ指数(WBGT)は、実際に活動する場所で測定することが望ましいのですが、測定できない場合は少なくとも気温と湿度を測定して、暑さに対し十分な注意を払ってください。

また、熱中症予防情報サイト等により、活動場所に最も近い場所で公表^{*}されている暑さ指数(WBGT)の値を参考として用いることができます。

(※環境省：熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>)

ただし、熱中症予防情報サイトの推定値と実際の活動場所の暑さ指数(WBGT)は異なることに注意が必要です。あくまでも参考値としての活用しかできないことに留意が必要です。

8 熱中症予防情報・熱中症警戒アラートの活用について

活動計画立案の際、環境省「環境省熱中症予防情報サイト」^{※3}、気象庁「防災情報提供システム」等の情報、熱中症警戒アラート^{※4}を活用し、時期、内容等を検討しましょう。

(1) 热中症警戒アラートについて

熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い温熱環境が予測される際、国民に予防行動を促すために環境省・気象庁から提供される情報です。府県予報区単位で出されます。

熱中症警戒アラートが発表されていない場合であっても、活動場所で暑さ指数（WBGT）を測定し、状況に応じて、水分補給や休息の頻度を高めたり、活動時間の短縮を行うことが望まれます。

熱中症警戒アラートが発表されておらず、かつ、活動現場で測定した「暑さ指数（WBGT）」が28～31（厳重警戒）や、さらに低い値であっても、運動強度、個人の体調等により、熱中症で救急搬送された事例があります。熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）は判断基準の一つであり、他に、子供たちの言動、行動を観察して違和感が見られる場合は、直ちに、体への負荷低減、休息をとる等の対策を講じてください。

(2) 热中症警戒アラートの活用にあたって

熱中症警戒アラート情報の入手、関係者への伝達等を明確に定めておくことが大切です。

- ・誰が確認するか
- ・いつ確認するか
- ・誰に伝えるか
- ・情報をもとに、学校運営をどのようにするかを決定する者（校長及び関係職員）、
その代理者

熱中症警戒アラートは発表になった場合、翌日に予定されている行事の開催可否、内容の変更等に関する判断、飲料水ボトルの準備、冷却等の備え等具体的な対応や、校長不在時の対応者等をあらかじめ検討しておくことが重要です。

当日の状況が予測と異なる場合もあり、体育の授業、運動会等の行事を予定どおりに開催するか中止にするか、内容を変更して実施するかを判断しなければなりません。

※3 環境省「熱中症予防情報サイト」 <http://www.wbgt.env.go.jp/>

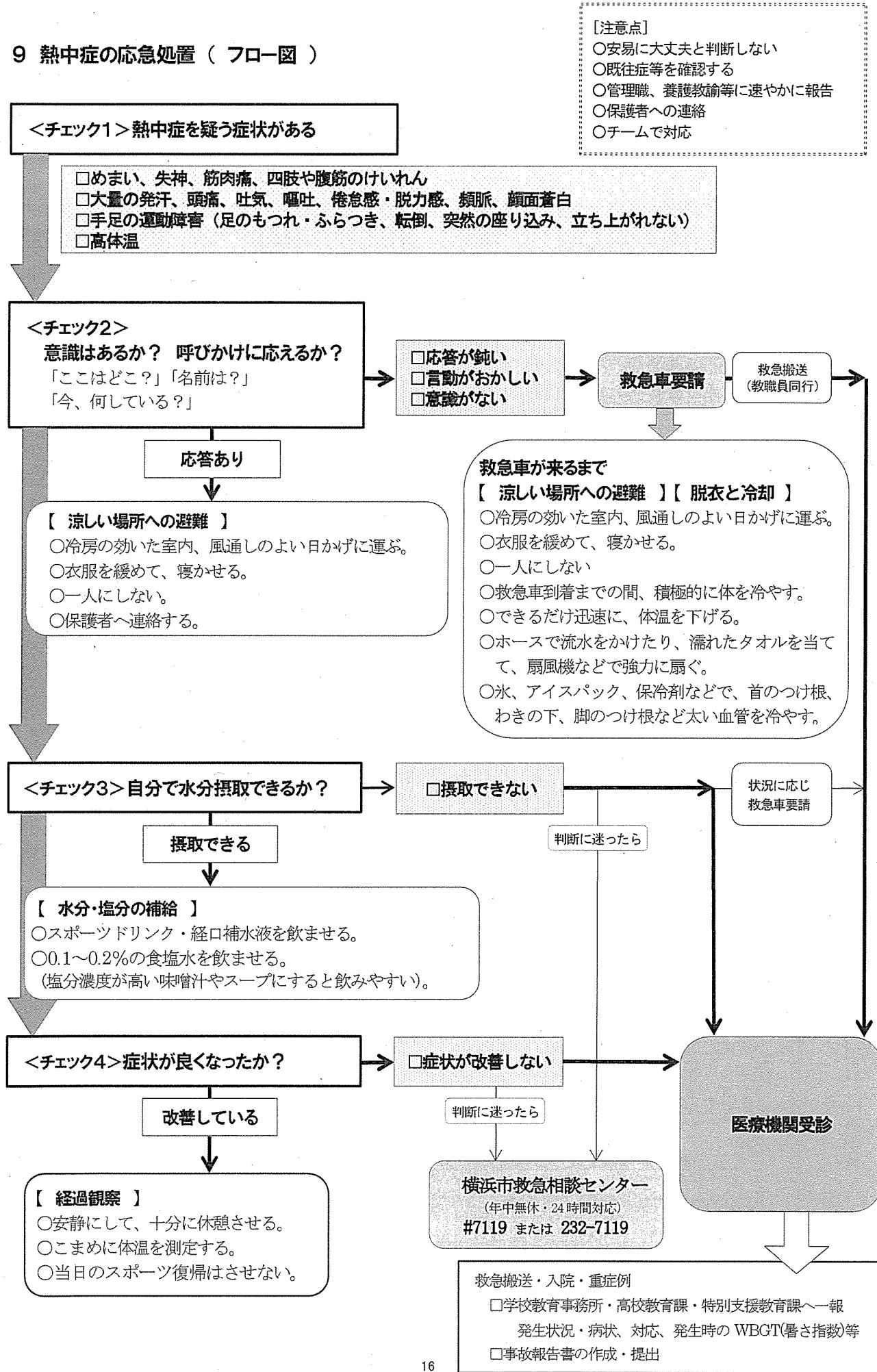
○全国約840地点の暑さ指数(WBGT)の実況値・予測値等、熱中症予防情報の提供

- ・実況値：現在の暑さ指数(WBGT)
- ・予測値：今日・明日・明後日（深夜0時まで）の3時間毎の暑さ指数(WBGT)

※4 気象庁「熱中症警戒アラート」の全国での運用開始について

https://www.jma.go.jp/jma/press/2104/23a/210423_keikai.html

9 热中症の応急処置（フロー図）



(1) 事前の学校体制の確立

緊急事態に迅速かつ的確に応急処置を講じるため、P. 14「暑さ指数(WBGT)と学校の対応」における教員の判断や行動の目安、や、P. 16「熱中症の応急処置(対応フロー)」を基に各学校においてすぐに対応ができるよう、事前に役割分担や対応・連絡体制等を定めてください。

- 熱中症対応フローを基にすぐに対応ができるよう、定める。
- 熱中症発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示する。
- 緊急時に連絡する消防署、医療機関、校内（管理職・養護教諭・学年主任等）及び関係諸機関等の所在地及び電話番号などを掲示する。
- 応急手当や救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。
- 救急搬送の必要な傷病者が出了した場合に備え、各種行事前に現地消防組織、近隣医療機関と連携しておく。

(2) 事故後の対応

熱中症発生後の対応として、行動指針をあらかじめ設定しておきましょう。

- 保護者に引取りをお願いするか、病院へ搬送するかの判断、引取りまでの待機の方法等の原則を決めておく。
- 心のケアのために、心の健康状態の把握方法、支援体制等を確認しておく。
- 調査、検証、報告、再発防止等について、「学校事故対応に関する指針」（文部科学省 平成28年3月）を参考に設定する。

※ 重症時や緊急搬送を行った場合は、発生状況、症状、対応、発生時の活動場所の暑さ指数(WBGT)等を学校教育事務所・高校教育課・特別支援教育課へ電話にてご連絡ください。

※熱中症からのスポーツへの復帰

熱射症を起こした人は、医師の許可があるまでは運動を控えてください。運動を再開する場合には、涼しい環境で軽い運動から徐々に始めます。暑熱下の運動は、体力が十分に回復した後に、暑さに十分慣らしてから行うようにしましょう。少なくとも退院後7日は運動を控えてください。その後、涼しい環境での運動から始め、2週間くらいかけて暑さに身体を慣らし、さらに2～4週間のトレーニングを経て、競技への完全復帰を行いましょう。

軽症の熱中症（熱疲労）の場合も、当日の復帰は見合わせ、慎重に進めるべきです。
軽症の場合でも、1～2日様子を見てから再開しますが、その場合にも運動の強度と量は徐々に上げるようにしましょう。

10 热中症による死亡事例（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

教訓①：热中症を引き起こす 3 要因（環境・からだ・行動）が関わりあうと热中症は起こる！

事故要因：気温 32°C、湿度 61%（環境）肥満傾向（からだ）、練習試合にフル出場（行動）

【事例① アメリカンフットボール部での部活動中に起きた事故】

8月、高校3年生の男子がアメリカンフットボール部の部活動で9:30、練習試合にフル出場し、11:20、第4クオーター終了直前にベンチで倒れ、意識なし。2日後に死亡した。

気温 32°C、湿度 61%であり、被害者本人は身長 170 cm、体重 113 kg、肥満度 77%であった。

教訓②：それほど暑くなくても、2 要因（からだ、行動）のみで热中症は起こる！

事故要因：肥満傾向、暑熱順化（からだ）、ランニング（行動）

【事例② 野球部での部活動中に起きた事故】

6月、高校2年生の男子が野球部での部活動でグランド石拾い、ランニング（200m×10周）、体操・ストレッチ、100m ダッシュ 25 本×2 を行っていたところ、運動開始から約2時間後に熱中症になり死亡した。当日は気温 24.4°C、湿度 52%であり、被害者本人は肥満傾向であった。

教訓③：それほど気温が高くなくても湿度が高い日は注意！

事故要因：湿度が高い（環境）、登山（行動）

【事例③ 宿泊学習で起きた事故】

7月、中学2年生の男子が宿泊学習で登山中に熱中症になり、死亡した。当日は気温 27.2°C、湿度 70%であった。（事故現場近隣の気象庁データによる）

教訓④：屋内であっても热中症は起こる！

事故要因：気温 30°C 以上（環境）、暑熱順化（からだ）、剣道部の練習（行動）

【事例④ 剣道部での部活動中に起きた事故】

8月上旬、高等学校3年男子が期末試験明けの剣道部活動時、当日は晴天で日中 30°C を超す気温であった。10時半から 18 時頃まで練習していた。その後、けいこや大会について、顧問教師から話があった後、19 時から練習を再開した。突然具合が悪そうに道場の隅にうずくまつた。横になって休むように指示をした。練習終了後、意識等に異常が見られたため、学校の公用車で病院に搬送したが当日に死亡した。

教訓⑤：普段運動をしない児童生徒等も参加する体育授業では、暑さ指数（WBGT）が高い日は活動内容の変更を検討する！

事故要因：気温 32.5°C、湿度 47%、暑さ指数（WBGT）27（環境）、ジョギング・サッカーの 5 分ゲーム 2 試合（行動）

【事例⑤ 体育の授業中に起きた事故】

7月、高校3年生の男子が体育の授業でジョギング、準備運動、補強運動後にサッカーの 5 分ゲーム 2 試合をしていたところ、活動開始から約 30 分後に熱中症になり、死亡した。当日は気温 32.5°C、湿度 47%、暑さ指数（WBGT）27 であった。

教訓⑥：激しい運動ではなくても、暑さ指数が高い日、特に小学校低学年では注意！

事故要因：暑さ指数（WBGT）32 で「危険」（環境）、小学校低学年（からだ）

【事例⑥ 校外学習で起きた事故】

7月、小学校1年生の男子が学校から約 1 km 離れた公園での校外学習後に教室で様子が急変し、意識不明になり、救急搬送される事故が発生した。当該生徒は搬送先の病院において死亡した。

*午前 10 時の状況：気温 32.9°C、暑さ指数（WBGT）32 で「危険」

11 横浜市立学校における熱中症・熱中症の疑いによる救急搬送事案の例

時期	学年	熱中症発生時の気温	活動場所のWBGT実況推定値		状況
4月	中3	25.0°C	25.0°C	屋外	体育の授業中。 体力テストで1500m走を実施した。走った後、応答が鈍くなり、脱力し、自立歩行困難となった。
	中2	22.0°C	17.0°C	屋外	体育の授業中。 体力テストでシャトルランを実施した。脱力し、会話ができない状態となった。
5月	中2	32.0°C	28.0°C	室内	学年レクリエーション中。 体育館で水分補給を十分にしていなかった。吐き気と寒気を訴えていた。
6月	小6	27.8°C	28.1°C	屋外	体育の授業中。 体力テストでシャトルランを実施した。頭痛と気分不良を訴えた水分補給後、体を冷やして横になったが、顔色が悪くなり、呼吸の苦しさと手のしびれを訴えた。
	中3	28.0°C	26.8°C	屋外	体育祭。 観戦中に気分不良を訴えた。意識はあるが、ぐったりしていた。体温37.5°C。
	中2	24.0°C	24.0°C	屋外	陸上競技部の練習中。 日陰でミーティング、外周ジョギング(約900m)、体操(15分)まで行ったところで、頭痛、嘔吐。呼吸が荒くなり、手足のしびれがあった。
	中1	27.0°C	23.3°C	屋外	体育祭。 900m走後、応答はできたが、両腕が震え、目がうつろとなった。体温37.0°C。
7月	小6	29.1°C	24.7°C	室内	掃除中。 中休みに外で遊んだ後、教室で大掃除をしていたところ、頭痛を訴え嘔吐した。
	小6	35.0°C	32.0°C	屋外	登校中。 学校到着後、気分が悪くなった。
	中3	31.0°C	38.2°C	屋外	陸上競技部の練習中。 短距離練習中、150mを走り終えた後、その場で座り込んだ。手の震え、歩行困難がみられた。
8月	中3	32.0°C	27.0°C	屋外	陸上競技部の練習中。 走ったのち、ふらつき。
	中1	31.8°C	28.0°C	室内	バドミントン部の練習中。 ランニング開始後すぐに座り込んだ後、動けなくなった
9月	小4	34.0°C	31.4°C	屋外	園工の授業中。 運動場で樹木をスケッチしていた。意識はあったが汗をかき、ふらついていた。体温36.1°C。
	中3	31.5°C	30.5°C	室内	野球部の練習中。 試合後、気分が悪くなり、手足のしびれ、過呼吸となつた。

12 横浜市立学校における熱中症対策 実践例

各学校での熱中症対策の参考にしてください。

学校の体制

- ・熱中症対策研修実施。熱中症ガイドラインや諸注意事項を職員会議で共有する。
- ・体育館、職員室に当日熱中症情報や対応フローチャートを掲示する。
- ・暑熱順化期間を設ける。活動時間や内容を検討する。
- ・環境省の熱中症サイト情報を活動の判断や計画修正に活用する。
- ・WBGT 計温度を基にした活動可否をあらかじめ決めておく。
- ・児童生徒に熱中症予防の保健教育を行う。掲示板や部活黒板を活用し温度や熱中症予報を知らせる。
- ・水筒、帽子やタオルの用意等、保護者との協力体制を作る。

暑さ対策の環境づくり

- ・早い時間からエアコンを稼働する。
- ・校庭・昇降口・プールサイドにミストを設置する。
- ・体育館・多目的スペースに扇風機・スポットクーラーを設置する。
- ・スプリンクラー使用回数を増やす。
- ・経口補水液、凍らせたタオル、保冷剤を備える。

WBGT 計の活用

- ・校庭用、体育館用、プール用、校外学習用に分け、活動時に必ず携帯する。
- ・屋外用は正しく計測できるように計測機器を常設にせず、活動時に活動場所に持っていく。事前と活動中に計測し危険度を確認する。
- ・外で活動する際に教師の腕につけ常に計測する。
- ・職員室前の日陰に置き、モニターをいつでも見られるようにする。
- ・児童生徒が見られる場所に設置し、数値を意識して活動するように促す。
- ・朝、中休み前・昼休み前、部活動開始前等、定時に計測する。
- ・計測値を職員室の記録ボードに記入して情報を共有・確認する。

体育祭・運動会での暑さ対策の環境づくり

- ・児童生徒席にテントや園芸用ネットの日よけの設置。近隣校からテントを借りる。
- ・ミスト設置、噴霧器で水を散布する。
- ・スプリンクラー、ペットボトルを使って水を撒く。
- ・体を冷やすための氷を救護テント内大型クーラボックスに準備しておく。
- ・WBGT 計で定時計測し進行調整を行う。給水・休憩指示を放送する。
- ・児童の昼食は保護者と分け、エアコンの効いた教室で昼食と休憩時間を過ごす。

部活動に関連して

- ・部活動日誌に健康観察項目、気温等の記入欄を加える。
- ・健康観察票を用意し、生徒自身が活動前、活動中・後の健康記録を記載する。
- ・部長、副部長への伝達講習会を行う。運動部1年生に熱中症研修を行う。
- ・校外移動時、普段は徒歩の場所でも交通機関を利用する。
- ・エアコンをつけた教室を休憩・待機場所にする。
- ・試合中の給水タイム＝ウォーターブレイク等のルールづくりをする。
- ・大会開催時の応援生徒の制限、応援・見学者へ給水の注意喚起をする。

*熱中症対策とマスクの着用について

【「密接」の場面への対応（マスクの着用）について】

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきと考えられます。ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応してください。

- 1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- 2) 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるためマスクを外してください。

※夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

- 3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。

※登下校中の対応について 「第3章 9. 登下校」

夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導します。小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行います。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導します。

（文部科学省、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～、2022.4.1 Ver.8）

【運動時のマスク着用について】

運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

（文部科学省：新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について 令和3年9月28日）

【熱中症事故の防止について「適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備等について】

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

また、学校施設の空調整備については順次進められているところですが、普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差があることも考えられます。活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定するなど、適切に熱中症防止を図っていただくようお願いします。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分にとれないときはマスクを着用することが望ましいと考えられます。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応ください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症には命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先するようお願いします。

また、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ありませんが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取扱いをしてください。

なお、幼稚園においては、幼児がマスク着用によって息苦しくなっていないかどうかについて、教職員及び保護者が十分に注意することや、幼児の調子が悪い場合や持続的なマスクの着用が難しい場合には無理して着用させる必要はないことについて、特に御留意くださるようお願いします。

具体的な取扱いは、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2022.4.1Ver.8）」で示している内容を御参照願います。

（文部科学省：熱中症事故の防止について 令和4年4月28日）

13 参考文献

本ガイドライン作成にあたって、次の文献等を参考にしています。

- 熱中症 環境保健マニュアル2018／環境省環境保健部環境安全課
- 熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—／独立行政法人 日本スポーツ振興センター
- スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック／公益財団法人 日本スポーツ協会
- 夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2018／環境省環境保健部環境安全課
- 大和市熱中症対策ガイドライン／大和市教育委員会
- 戸田市立小・中学校熱中症予防指針／戸田市教育委員会
- 大和郡山市教育委員会 熱中症対策マニュアル／大和郡山市教育委員会
- 学校における熱中症予防対策マニュアル／四日市市教育委員会
- 学校体育実技指導資料第4集「水泳指導の手引(三訂版)」／文部科学省
- 神奈川県立学校熱中症ガイドライン／神奈川県教育委員会
- 学校における熱中症ガイドライン作成の手引き／環境省・文部科学省

監修(令和元年度版、令和2年度版)

九州大学大学院医学研究院先端医療医学講座災害救急医学分野 永田高志

新型コロナウイルス感染症への対応に係る部活動等の取扱いについて

市立学校の部活動等については、令和4年3月に神奈川県に対する「まん延防止等重点措置」が解除された後も引き続き、活動日数等を制限して、慎重に活動してまいりましたが、現在の市内及び県内の感染状況や、県・関東・全国大会等の上位大会につながる公式大会・試合等の開催状況に鑑みて、活動の範囲を次のとおり変更します。

《中学校、附属中学校部活動及び小学校特設クラブ》

	変更前	変更後
活動日数	週4日以内（土日祝日含む）	週5日以内（土日祝日含む）※1
活動時間	平日：2時間以内 土日祝日：3時間以内	平日：2時間以内 土日祝日：3時間以内
対外試合・合同練習	市内での活動を可 (ただし、泊は伴わない)	県内※2での活動を可 (ただし、泊は伴わない)

※1 活動日数については、各学校の実情に応じて設定します。

※2 県外での活動を実施する場合は、当該活動が公式試合・大会等であり、当該競技・種目等の連盟・協会が主催し、実施に際して感染症対策が十分に講じられていることを事前に確認する。

ただし、部活動に起因して感染する事例が複数発生している状況を踏まえて、活動中だけでなく、活動前後の飲食、更衣等の場面での対策や十分な換気等、引き続き、感染防止措置を十分に講じたうえで実施します。

マスクの取扱いについては、「横浜市立学校熱中症対策ガイドライン（令和4年5月17日付教健第673号通知）」に基づき対応するものとしますが、天候や気温を考慮し、健康被害が発生する恐れのある場合には、感染症対策（屋内外を問わず密集を避けて他者と十分な距離（2m以上）を保ったうえで、声を出さず、屋内では特に換気を徹底する等）を講じたうえでマスクを外すなど、適切に指導します。

また、所属する児童生徒・担当する教職員及び部活動指導員等の関係者に1人でも陽性者がいた場合、部活動での感染拡大の恐れがないことが明らかである場合を除き、当該部の活動を3日間程度控えることを原則としています。

なお、「生徒にも教員にも持続可能な部活動」の実現に向けて、『教職員も生徒の活動時間に準じた勤務を基本とすること』等が新たに明記された横浜市立学校部活動ガイドラインの順守を改めて周知します。

ウクライナからの避難民の児童生徒等への支援について

1 支援の現状について

本市では、避難された方々が横浜市で安心して生活できるよう、「オール横浜支援パッケージ」により、市民・企業・関係機関が一体となって支援に取り組んでいます。教育委員会事務局としては、5月12日付通知を市立学校に発出し、編入学のみならず、言語や学習面、心のケアなどの支援体制を整えています。

これまで、市立小学校で3人、市立中学校で1人、それぞれ編入があり、日本語支援拠点施設「ひまわり」での日本語指導や、日本語教室事業などの活用にも繋がっています。就学した小学生1名及び中学生1名が、ひまわり1期（4月13日～5月6日）を利用しており、新たに、小学生1名及び中学生1名がひまわり2期（5月18日～6月10日）を現在利用中です。また、就学援助制度を活用し、無償を基本とした就学援助も並行して進んでいます。

さらには、当該児童・生徒の日々の学校活動を支援するため、ウクライナ児童生徒サポーター（USS: Ukraine Student Supporter）を各学校に派遣しています。これは、既存の国際理解教室外国人講師（IUI: International Understanding Instructor）のウクライナ人3名の派遣に加え、日本語のできるウクライナ人を新規で3名雇用したものです。

当該児童生徒の様子ですが、友達との交流が進み、授業中に発言をしたり、運動会の練習に共に取り組んだり、さらには宿泊行事にも積極的に参加をしているとの報告を受けています。

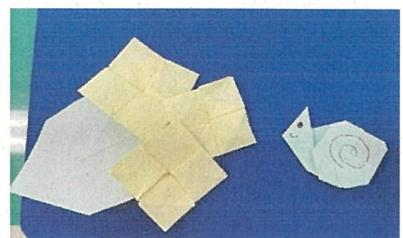


2 ウクライナ避難民を対象としたイベントの開催について

横浜市国際交流協会の事業の一環として、ウクライナ避難民を対象とした日本語学習イベントを開催します。このイベントは、親子共に参加できる体験型のワークショップで、折り紙を使いながら、楽しく日本語を学べます。可能な限り現地に来ていただくようお声がけしますが、自宅等からのオンラインでの参加も可能とします。

また、ウクライナ避難民の児童生徒が通学する小中学校関係者及び当該児童生徒を支援しているウクライナ児童生徒サポーターも参加します。

- (1) イベント名： 日本語ワークショップ「6月のカレンダーをつくろう」
- (2) 日時： 5月27日（金）16:00-17:30
- (3) 場所： ウクライナ交流カフェ「ドゥルーズィ」(@パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5階)
※ドゥルーズィ（“ДРУЗІ”）はウクライナ語で「ともだち」という意味)
- (4) 内容：
 - ・日本の梅雨のおはなし
 - ・紫陽花スポット紹介
 - ・折り紙で紫陽花やカタツムリをつくって
カレンダーを作りましょう！



登下校時の交通事故防止に向けた取組について

1 趣旨

令和3年5月18日に通学路を下校中であった小学2年生が交通事故に遭いお亡くなりになった事故について、学校保健審議会学校安全部会令和3年度第三部会（以下、部会という）において詳細調査を実施してきました。

この度、詳細調査が終了し調査報告書の提出を受けました。今後、部会において取りまとめた事故防止に向けた提言を踏まえ、全市立学校向けに再発防止に向けた注意喚起を行うとともに、学校安全研修や職員ポータルページを通じて周知を行います。

2 調査の概要

部会委員：学校安全の専門家、弁護士、保護者代表、大学教授 計4名

開催状況：令和3年11月～令和4年3月 計3回部会を開催

調査内容：委員による現地訪問、当該小学校への聞き取り、交通事故統計の調査等を通じて、本件事故に係る課題を把握し、提言を取りまとめました。

3 調査結果の概要

(1) 調査結果

ア 当該小学校への聞き取り内容

(ア) 安全教育（交通安全）

- ・警察、交通安全協会との連携による交通安全教室の実施、年複数回の交通安全指導の実施
- ・PTA校外委員会が作成した「安全マップ」を活用した授業の実施

(イ) 登下校時の見守り活動

- ・従来の見守り活動に加えて、保護者に対して月1回程度の登下校時の見守り協力依頼
- ・町内会による下校時の見守り強化

イ 教育委員会事務局及び関係機関の対応

(ア) 安全教育（交通安全）

- ・学校安全研修（年3回）を通じて、交通安全に関する情報共有
- ・教職員がローカルネットワーク上で随時、交通安全に関する資料を閲覧できる環境整備

(イ) 通学路及びスクールゾーン

【ハード面】（令和3年8月25日工事完了）

- ・歩行者への安全対策（車道を狭める位置に新たに防護柵を設置し、車の速度抑制と歩車分離）
- ・歩行者及び運転者への注意喚起（あんしんカラーベルト、路面標示、ラバーポール等の設置）

【ソフト面】

- ・交通安全教室の実施、車の減速を促す看板等の設置、町内会掲示板へのポスター掲出等
- ・警察が登下校時のパトロール（令和3年9月初旬まで）

(2) 調査により把握した課題

ア 安全教育（交通安全）に関する課題

事故統計から、登校時より下校時の交通事故が多く、低学年の児童が事故に遭う割合が高く、低学年の歩行中の安全教育と事故防止に力点をおいた取組が必要である。

イ 交通安全に社会全体で取り組む課題

日常生活において安全教育に資する行動を体得し実践していくために、社会全体で交通安全のルールを意識して行動することが求められる。

ウ 通学路の交通安全に関する課題

登校時と下校時の見守り活動の内容や頻度に差が生じている。見守り活動の担い手の確保や活動の工夫が必要である。

(3) 事故防止への提言（全市立学校向け）

提言1 安全教育（交通安全）をより一層推進するために

学校における安全教育（交通安全）は、全学年を対象に実施するのが基本である。その上で、統計的に「低学年の児童が事故に遭う割合が高い」という課題がみられることから、1年生に限らず2年生についても安全教育（交通安全）の充実を図り、継続的に実施していくことが望まれる。また、下校時の事故の発生件数が多いことを児童が認識できるようにするとともに、下校時の交通安全の意識を高める教育が望まれる。

提言2 社会全体で交通安全への意識を高めるために

子どもたちが安全意識を高めて安全行動を実践していくために、社会全体で交通安全の意識を高め、子どもたちの模範となる行動をとることが大切であることを、学校が様々な機会を通して呼びかける取組が期待される。また、自動車・バイク・自転車等の運転中及び歩行中に交通ルールを守るように、学校がPTAや地域、関係機関と連携して、大人の交通マナーを啓発することが大切である。

提言3 学校・保護者・地域が連携した見守り活動を、持続可能なものにするために

保護者や地域と連携しながら見守り活動を継続していくために、学校は、これまでの組織的な取組だけでなく、個人の都合に合わせて見守り活動ができるなどを地域や保護者に改めて周知すべきである。また、学年単位で各学級の下校時刻を予定どおりに合わせることの意義を教職員が共通認識し、児童が同じ時刻にまとまって下校する体制を整える工夫も考えられる。

4 提言を踏まえた再発防止策の例

(1) 安全教育（交通安全）の推進について

- すでに各校で1年生を対象に行っている「交通安全教室」のような指導を2年生でも行う。車や自転車に乗る人から子どもたちがどう見えているかなど「運転者からの子どもの見え方」を知り、低学年のうちから危険を認識できるようにする。
- 生活科等で実施している「まち探検」など校外学習を行う際に、事前の安全指導だけでなく、危険が想定される実際の場所で安全指導を行う。

(2) 社会全体での交通安全の意識の醸成について

- 主に長期休業前に学校だよりの「お知らせ」欄に掲載している「交通安全の呼びかけ」の回数を増やす。例えば、月ごとにテーマを変えてお知らせする。
- 交通安全教室（道路歩行・自転車）の実施の際、手伝いの保護者だけでなく多くの保護者が参観できるようにし、学んだことを家庭でも実践できるよう協力を呼びかける。

(3) 持続可能な見守り活動の推進について

- 下校時刻を保護者に伝える際、個人での見守り活動を促す発信をする。学校だより等での定期的な発信のほか、メール配信で不定期に発信することで、意識を高めることも考えられる。

令和3年5月18日 横浜市立小学校において
下校時に発生した交通事故に関する詳細調査報告書
〔公表版〕

令和4年3月29日
横浜市学校保健審議会
学校安全部会

※この公表版は、令和4年3月29日に横浜市学校保健審議会学校安全部会より答申のあった
事故に関する詳細調査報告書をもとに横浜市教育委員会が作成したものです。

<目 次>

ページ

1 事故の概要	1
(1) 基礎情報	
(2) 概要	
2 調査委員会の設置	1
3 調査委員会の概要	1
(1) 名称	
(2) 委員構成	
(3) 開催状況	
(4) 事務局	
(5) 会議の公開の有無	
4 調査委員会による詳細調査の方法と内容	2
(1) 基本調査の取り扱い	
(2) 詳細調査の方法と内容	
5 調査結果	3
(1) 当該小学校への聞き取り内容	
(2) 当該小学校への聞き取り内容に関する調査委員会の見解	
(3) 教育委員会事務局及び関係機関の対応	
6 詳細調査により把握した課題	7
(1) 安全教育（交通安全）に関する課題	
(2) 交通安全に社会全体で取り組む課題	
(3) 通学路の交通安全に関する課題	
7 事故防止への提言（全市立学校向け）	7
提言 1 安全教育（交通安全）をより一層推進するために	
提言 2 社会全体で交通安全への意識を高めるために	
提言 3 学校・保護者・地域が連携した見守り活動を、持続可能なものにするために	
8 参考資料（事故統計）	10

1 事故の概要

(1) 基礎情報

ア 事故の種別

交通事故

イ 被害状況

小学2年生（以下、「当該児童」という。）1名死亡

ウ 活動種別

下校中（通学路）

(2) 概要

令和3年5月18日（火）15時8分頃、当該児童が通学路を下校中に交通事故に遭い、病院に搬送され、その後お亡くなりになった。事故が発生した小学校（以下、「当該小学校」という。）は、事故発生の翌日以降、児童の登下校の見守りを強化するとともに、在校児童の心理的ケアに取り組んでいる。

事故現場付近（以下、「当該箇所」という。）は、下校時に週1回、保護者・地域が分担して巡回パトロールするコースとなっていたが、事故発生時は、パトロールしている保護者は他の場所を巡回中であった。

2 調査委員会の設置

事故を受け、「学校事故対応に関する指針」（文部科学省 平成28年3月）に基づき、基本調査の内容を踏まえ、当該小学校における取り組み等の詳細調査を行い、当該小学校だけでなく、市内全小学校が事故防止に向けて取り組むべき事項を明らかにすることを目的に調査委員会を設置した。

なお、本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではない。

3 調査委員会の概要

(1) 名称

横浜市学校保健審議会学校安全部会令和3年度第三部会

(2) 委員構成

氏名	所属及び役職	専門領域
矢崎 良明 (部会長)	学校安全教育研究所 代表	学校安全
高岡 香	弁護士 茨城県立医療大学客員教授	法学

秋好 直樹	横浜市PTA連絡協議会 会長	保護者連携
鈴木 裕子	国士館大学文学部教育学科 教授	養護教諭論、学校保健、学校健康教育

(3) 開催状況

回	開催日時	審議内容	委員出席者数
第1回	令和3年11月9日(火) 18:30~20:00	基本調査の内容を資料、地図、図面、写真等により確認し、意見交換	4名
第2回	令和4年1月27日(木) 18:00~20:00	調査結果に基づく通学路の交通安全に関する課題の分析、改善策の検証	4名
第3回	令和4年3月14日(月) 19:00~21:00	調査結果に基づく提言の審議	4名

(4) 事務局

ア 調査所管課

教育委員会事務局学校支援・地域連携課、学校教育事務所指導主事室

イ 学校保健審議会学校安全部会所管課

教育委員会事務局健康教育・食育課

(5) 会議の公開の有無

横浜市学校保健審議会運営要領第11条に基づき会議は全て非公開とした。

4 調査委員会による詳細調査の方法と内容

(1) 基本調査の取り扱い

詳細調査を実施するにあたり、事故対応や安全対策の実施状況の確認については、基本調査を活用した。

(2) 詳細調査の方法と内容

詳細調査は、基本調査で把握した事故対応や安全対策の取組状況を前提とし、調査委員会の依頼により学校から聞き取りした内容や関係機関等から提出された資料、事故統計、委員による現地訪問等をもとに、各方面の専門家の視点から審議を通じて分析・検証を行い、課題を整理し、提言をまとめた。

	方法	日付	内容
1	第1回調査委員会での審議	令和3年11月9日	基本調査の内容を資料、地図、図面、写真等により確認し、意見交換
2	委員による現地訪問やwebを利用した現地状況の確認	令和3年11月～12月	事故現場の道路状況等の調査
3	当該小学校への聞き取り	令和3年11月	通学路安全対策の実施状況、事故発生時の経緯と対応状況等の調査
4	交通事故統計の調査	令和3年12月	交通事故統計に関する資料を調査し、内容確認と分析
5	所轄警察署、消防署への文書による照会	令和3年12月～令和4年1月	事故発生時の対応状況や時刻等の事実関係を把握
6	第2回調査委員会での審議	令和4年1月27日	表中2～5の調査結果に基づく通学路の交通安全に関する課題の分析、改善策の検証
7	第3回調査委員会での審議	令和4年3月14日	調査結果に基づく提言の審議

5 調査結果

基本調査をもとに、詳細調査で初めて把握した内容を加え、当該小学校における通学路安全対策の実施状況、事故発生時の経緯と対応状況等を、時系列で事故前、事故発生時、事故後の順にまとめ、調査委員会としての見解を出した。

また、教育委員会事務局や関係機関等の対応をまとめた。

(1) 当該小学校への聞き取り内容

ア 事故前

(ア) 安全教育（交通安全）（※注）

当該小学校では、令和3年度初めに教職員が通学路の中から危険性が高いと考えられるポイントを中心に立ち、登下校の児童の状況確認や、「道の端を広がらずに歩く」「信号を守る」「横断歩道を渡る」「横断前に必ず右左を見ること」等の交通安全指導を行った。4月9日には、登校班の班長・副班長を集め、歩行マナーや交通安全の指導をした。令和2年度一斉臨時休校から学校が再開した6月には、新1年生だった当該学年の児童を対象に約2週間、下校時に教職員が3方面に分かれて引率し、通学路の危険箇所の確

（※注）学校における安全教育には、交通安全、災害安全、生活安全という3つの領域があり、本報告書では、交通安全の領域について扱うため「安全教育（交通安全）」と表記する。

認や、「横断前に必ず右左を見ること」「遊んだり、走ったり、ふざけたりしない」「道の端を広がらずに歩く」「道を渡るときは、信号を守り、横断歩道を渡る」等の歩行の仕方に関する指導をした。なお、新1年生対象の入学直後の下校指導は、毎年の取組である。

また、警察と連携し、毎年、「交通安全教室」として、1年生には歩行の仕方、3年生には自転車の乗り方について指導している。令和2年度に関しては、緊急事態宣言下の一斉臨時休業の影響で「交通安全教室」は実施できなかった。

(イ) 通学路及びスクールゾーン

当該小学校では、通学路の安全確保に向けて、学校、保護者、地域及び関係機関が連携してスクールゾーン対策協議会を開催し、危険箇所についての改善に取り組んできた。

当該箇所について平成30年度のスクールゾーン対策協議会において、路面標示の補修要望が提出され、令和元年6月には、要望を実施した旨の報告がなされている。

(ウ) 登下校時の見守り活動

登校時には、PTA校外委員会が、月に6回（5日、10日、15日、20日、25日、30日）、当該箇所を含めて10か所に立ち、旗当番（保護者が旗を持ち、見守り活動をする当番）を行い、「横断歩道があるところで車道を渡ること」「信号を守ること」「道の端を広がらずに歩くこと」等を中心に支援してきた。また、長期休業明けの2週間は、地域のボランティアが安全ベストを着用して交差点に立ち、「安全な歩行の仕方」「走ったりふざけたりしないで道の端を歩くこと」等の見守りを行ってきた。登校班で登校するため、保護者が自主的に付き添う班もある。

下校時には、PTA・地域のパトロール隊が週1回10地区で、町内会の防犯パトロール隊が週2回、それぞれコースを巡回して児童の下校の様子の見守りを行ってきた。また、4月中は、1年生の方面別下校を職員が引率して行い、児童の状況に応じて交通安全に関する指導を実施してきた。

また、登下校時の注意点等を記載した「安全マップ」をPTA校外委員会が中心となつて作成し校内に掲示することで、登下校中の安全に関する意識の向上に努めてきた。

イ 事故発生時

日時	内容
5月18日	
14:45	2年生 下校開始。
15:08頃	交通事故発生。
15:30	校長から学校教育事務所指導主事室（以下、「事務所」という。）へ連絡。
19:35	人権教育・児童生徒課指導主事及びスクールスーパーバイザー入校。事務所の区担当指導主事とともに、翌日以降の学校体制及び児童・教職員への心理支援に関する指導助言を実施。
5月19日	事務所の区担当指導主事、人権教育・児童生徒課指導主事、スクールスーパーバイザー、カウンセラー、区専任教諭協議会顧問校長が

	入校。 区小学校児童支援専任教諭 7 名が当該小学校の児童の登校見守りを実施。
	ケアが必要な児童の見守り、児童・保護者・教職員へのカウンセリングを実施。
	教職員が下校を見守り、近隣中学校生徒指導専任教諭 2 名が協力。
	警察署より、下校時の見守りについて申し出あり。協力を依頼。
5月20日	事務所の区担当指導主事、カウンセラー、区専任教諭協議会顧問校長が入校。 区小学校児童支援専任教諭 6 名が児童の登校見守りを実施。 教職員が下校見守り。 ケアが必要な児童の見守り、児童・保護者・教職員へのカウンセリングを実施。
5月21日	事務所の区担当指導主事、カウンセラー入校。 登下校、カウンセリングについては昨日と同様に実施。
7月2日	当該小学校のスクールゾーン対策協議会実施。

ウ 事故後

(ア) 安全教育（交通安全）

当該小学校では、下校時等に隨時、交通安全に関して口頭での指導を継続している。また、令和3年度の「交通安全教室」については、本事故を受けて警察、交通安全協会と綿密な打ち合わせを事前に行った上で、6月25日に実施した。また、交通安全に関する意識を持続できるよう、年間に複数回の交通安全指導を実施した。すでに作成して校内に掲示している「安全マップ」は、PTA校外委員会が中心となって隨時更新作業を進め、全家庭に配布した。さらに、「安全マップ」を活用した授業を行うなど、より一層交通安全に関する意識が高まるよう工夫していく。

(イ) 通学路及びスクールゾーン

令和3年度のスクールゾーン対策協議会は7月2日に実施した。協議会において、当該箇所を含む通学路の状況を確認し、学校、保護者、地域及び関係機関が連携した安全対策の実施と見守り体制の一層の強化について検討が行われた。

(ウ) 登下校時の見守り活動

登校時は、従来の見守り活動に加え、5月19日（水）から21日（金）までは、区内小学校児童支援専任教諭による見守りを行い、24日（月）からは、職員による見守りを行った。下校時は、5月19日（水）から、職員が引率し、全学年での方面別下校を行った。

加えて、PTA校外委員会が中心となり、通学路の見守り強化をした。保護者へは、7時30分から8時15分までの登校時と下校時刻に合わせた下校時に月1回程度の見守り活動への協力を呼びかけた。

また、地域の方々も見守り活動の強化を進めた。A町内会では、6月22日(火)～9月3日(金)までの課業日について、毎日14:50から30分程度、当該箇所で見守り活動を行った。B町内会では、これまで行っている火・金曜日の実施時間を見直し、14:45から15:00ごろまで、駅西側を中心に見守り活動を行っている。今後も、保護者、地域の方々で連携しながら見守りを継続していけるよう、体制を整えていく。

(2) 当該小学校への聞き取り内容に関する調査委員会の見解

- ア 登下校時の見守り活動については、PTAや地域のパトロール隊などが適切に実施してきた。
- イ 事故発生時の対応については、迅速な状況の把握、必要な連絡がなされており、学校の対応は概ね適切であった。
- ウ 事故後の対応については概ね適切になされている。教育委員会事務局や関係機関との連携により事故防止対策がなされ、児童・保護者・教職員のカウンセリングを実施するなど、心のケアについての対応も適切であった。

(3) 教育委員会事務局及び関係機関の対応

ア 安全教育(交通安全)

教育委員会事務局は、令和3年5月27日付で「交通事故防止に関する注意喚起及び安全指導の徹底について」の通知を全市立学校あてに通知した。

また、全市立学校の安全教育担当者や管理職が参加する年3回実施の学校安全研修を通じて、交通安全に関する情報や通知の内容を共有していく。

さらに、職員ポータルページには、安全教育推進校や研修で扱った交通安全に関する資料を掲載し、各校が安全教育を振り返ったり見直したりする際に活用できるようにする。

イ 通学路及びスクールゾーン

当該小学校が、令和3年度のスクールゾーン対策協議会を7月2日に実施した。当該箇所については、土木事務所、区役所地域振興課より、次のとおり提案がなされ、協議会において了承された。

【ハード面】(8月25日工事完了)

- ・歩行者への安全対策として、車道幅員を狭める位置に新たな隙間のない防護柵(ガードパイプ)を設置し、車の速度抑制と歩車分離を図る。
- ・歩行者及び運転者への注意喚起のため、あんしんカラーベルト、外側線、横断歩道サイドのカラー塗装、路面標示、ポストコーンの設置を行う。

【ソフト面】

○子ども・親子向けの取組

- ・はまっ子交通あんぜん教室の実施
- ・地域への交通安全出前講座の実施

○大人向けの取組

- ・車の減速を促す看板等の作成・設置

○交通ルールに関する啓発活動

- ・町内会掲示板へのポスター掲出
- ・街頭キャンペーンの実施

ウ 登下校時の見守り活動

5月19日（水）の下校時より、警察署が登下校時のパトロールを実施し、夏期休業終了後の9月3日（金）まで継続した。

6 詳細調査により把握した課題

（1）安全教育（交通安全）に関する課題

事故統計（P10）では、登下校中の交通死傷事故において14時台が最も多く、14時以降に時間が経過すると事故が減少する傾向にある。登校時より下校時の事故の割合が高くなっている。

また、7歳・8歳（低学年の児童）が事故に合う割合は、他の年齢に比べて高くなっている。一般的に低学年の児童は、高学年の児童に比べて周囲の危険に気づかないで他のことに夢中になるなどの傾向があることを踏まえ、安全教育（交通安全）は全学年の登下校を対象とすることを基本としつつ、特に、低学年の歩行中の安全教育（交通安全）と事故防止に力点をおいた取組が大切である。

（2）交通安全に社会全体で取り組む課題

子どもたちが学校教育だけでなく、学校よりも長い時間を過ごす社会での日常生活において交通安全に資する行動を体得し実践していくために、社会全体で交通安全のルールを意識し行動することが求められる。

（3）通学路の交通安全に関する課題

当該小学校では、登校時は、PTA校外委員会の旗当番や地域のボランティアによる交差点での見守り、保護者による登校班の自主的な付添いが行われていた。また、下校時には、PTA・地域・町内会のパトロール隊が週1・2回、巡回型の見守りを行っていた。保護者と地域が連携して登下校を見守る体制ができていたが、登校時と下校時の見守り活動の内容や頻度に差が生じていた。

この差は当該小学校に限らず、概ねどの小学校でも同じ傾向にあると考えられる。その理由として、全学年が同じ時間帯に通学する登校時に比べ、午後の下校時刻は学年によって異なり、長時間の見守りが必要となるため、活動しにくいことが挙げられる。児童の交通安全や防犯を目的として、保護者や地域に組織的な見守り活動を依頼しているが、担い手の確保や活動の工夫が課題である。

7 事故防止への提言（全市立学校向け）

通学中の事故を防ぐには、日常の教育活動を通じて児童生徒一人ひとりが交通安全の意識を高めることが必要である。また、地域や保護者による登下校の見守り活動は、担い手を確保し、

持続的かつ継続的に行なうことが求められている。

そこで、児童生徒の安全安心な登下校を実現するために、これまで行ってきた安全教育（交通安全）を再確認するとともに、学校はこれまでの取組について保護者や地域とともに見直していくなど、より一層の取組が期待される。

「6 詳細調査により把握した課題」と上記の観点を踏まえ、全市立学校において事故防止の徹底に資するため、次のとおり提言する。

提言1 安全教育（交通安全）をより一層推進するために

学校における安全教育（交通安全）は、全学年を対象に実施するのが基本である。その上で、統計的に「低学年の児童が事故に遭う割合が高い」という課題がみられることから、1年生に限らず2年生についても安全教育（交通安全）の充実を図り、継続的に実施していくことが望まれる。

また、下校時の事故の発生件数が多いことを児童が認識できるようにするとともに、下校時の交通安全の意識を高める教育が望まれる。

【2年生への安全教育（交通安全）の例】

- すでに各校で1年生を対象に行なっている「交通安全教室」のような指導を2年生でも行なう。車や自転車に乗る人から子どもたちがどう見えているかなど「運転者からの子どもたちの見え方」を知り、低学年のうちから危険を認識できるようにする。
- 登校班で登下校する機会があれば、高学年が低学年を見守りながら危険箇所を教える。高学年の見守りのもと、安全確認や歩行の仕方について2年生が1年生に伝えたり、手本を示したりして、自らの意識を高められるようにする。
- 1・2年生がまとまって方面別に下校する機会があれば、引率する教諭と共に危険箇所を確認する。
- 生活科等で実施している「まち探検」など校外学習を行う際に、事前の安全指導だけでなく、危険が想定される実際の場所で安全指導を行う。
- 引き取り訓練など、保護者と下校する際に「通学路の危険箇所の点検（保護者と一緒に調べて、地図に印をつけるなど）」を課題にする。

提言2 社会全体で交通安全への意識を高めるために

子どもたちが安全意識を高めて安全行動を実践していくために、社会全体で交通安全の意識を高め、子どもたちの模範となる行動をとることが大切であることを、学校が様々な機会を通して呼びかける取組が期待される。

また、自動車・バイク・自転車等の運転中及び歩行中に交通ルールを守るように、学校がPTAや地域、関係機関と連携して、大人の交通マナーを啓発することが大切である。

【社会全体で交通安全への意識を高めるために行う学校での取組の例】

- ・主に長期休業前に学校だよりの「お知らせ」欄に掲載している「交通安全の呼びかけ」の回数を増やす。例えば、月ごとにテーマを変えてお知らせする。
- ・PTA 校外委員会等で「地域の安全マップ」を作成している学校もある。安全マップを新入生保護者説明会等で配布し、入学前の保護者と子どもに通学路の危険箇所を確認してもらう。
- ・保護者が比較的多く集まる土曜参観などで、安全教育（交通安全）に関する授業を実施し、保護者も一緒に参観・参加できるようにする。
- ・交通安全教室（道路歩行・自転車）の実施の際、手伝いの保護者だけでなく多くの保護者が参観できるようにし、学んだことを家庭でも実践できるよう協力を呼びかける。

提言3 学校・保護者・地域が連携した見守り活動を、持続可能なものにするために

保護者や地域と連携しながら見守り活動を継続していくために、学校は、これまでの組織的な取組だけでなく、個人の都合に合わせて見守り活動ができるることを地域や保護者に改めて周知すべきである。

また、学年単位で各学級の下校時刻を予定どおりに合わせることの意義を教職員が共通認識し、児童が同じ時刻にまとまって下校する体制を整える工夫も考えられる。

【個人の都合に合わせた見守り活動の例】

- ・下校時刻を保護者に伝える際、個人での見守り活動を促す発信をする。学校だより等での定期的な発信のほか、メール配信で不定期に発信することで、意識を高めることも考えられる。
- ・下校時に児童が校門を通った際に携帯アプリやメールで保護者へお知らせする仕組みもある。

8 参考資料（事故統計）

(1) 時間帯別、歩行中の小学生の交通事故のうち、目的が登下校中のものの死傷者数（抜粋）

[横浜市内 令和元年]

○登校時 (単位：人)

時間帯	死傷者数
6時	0
7時	7
8時	7
9時	0

○下校時 (単位：人)

時間帯	死傷者数
12時	1
13時	2
14時	14
15時	4
16時	4
17時	0
18時	1

(2) 年齢別（6歳～11歳）の発生時間帯別死傷者数（歩行中）（抜粋）[横浜市内 令和2年中]

(単位：人)

時間帯	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	計
7時	0	2	1	0	0	0	3
8時	1	2	1	1	1	1	7
9時	0	0	0	0	0	0	0
10時	0	0	0	1	0	0	1
11時	0	1	1	0	0	0	2
12時	1	3	0	2	1	2	9
13時	3	2	0	1	2	0	8
14時	4	9	6	3	1	3	26
15時	2	4	5	4	5	1	21
16時	3	4	3	1	3	3	17
17時	2	7	5	2	1	1	18
18時	0	1	0	0	2	1	4
19時	2	0	0	0	0	0	2
20時	0	0	0	1	0	0	1
計	18	35	22	16	16	12	119

「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和3年度の取組状況について

平成29年3月に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に掲げる8項目34の取組について、横浜市いじめ防止基本方針の徹底を図り、学校と教育委員会事務局が一体となって進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」の2つの視点で令和3年度の取組状況を報告します。

～令和3年度の取組状況～

1 学校の取組

(1) 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

令和3年度のいじめ認知件数（暫定値）は、7,524件となり、前年度に比べ1,996件（36.1%）増加しました。

いじめ防止対策推進法において、いじめは本人の主観的な判断に依拠して定義され、国は、「いじめの認知件数が多い学校は解消へ向けた積極的な取組がなされているという肯定的な評価をする」と示しています。本市の2年度の児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、全国平均を下回っており、より積極的な認知を要しています。（「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」児童生徒千人当たりのいじめ認知件数：全国39.7人に対し本市21.0人）

3年度に認知件数が前年度に比べ大きく増加した理由の1つとして、「積極的ないじめ認知に向けて」というテーマでより実践的な校長研修を区ごとに行ったことがあげられます。各学校が校長のリーダーシップのもと、「学校いじめ防止対策委員会」による積極的な認知に努めた結果と考えられます。今後も早期解決につながるよう積極的に認知し、組織的対応の強化に取り組んでいきます。

いじめ重大事態調査については、3年度は調査報告がまとまりました1件について、公表ガイドラインに基づきHP等で調査結果を公表しました。

【学校いじめ防止対策委員会の効果的な実践例】

- ・管理職が職員の声をひろいあげ、率先して臨時の「学校いじめ防止対策委員会」を招集し、対策方針と役割分担を迅速に行なった。
- ・学校いじめ防止対策委員会に指導主事が参加し、教職員のいじめの定義について再認識させるとともに、いじめに対する取組を進めることができた。また情報共有に加えて、役割分担やいじめの対応方針の決定につながる学校いじめ防止対策委員会になった。
- ・いじめの積極的な認知のために、毎日、朝打ち合わせ後に臨時「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの早期認知が子どもの安心・安全な学校生活につながった。

(2) いじめ再発防止のための教職員研修の実施

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、いじめ重大事態の調査結果（公表版）を活用した各学校での校内研修の実施を周知し取組の点検へつなげ、実効的な防止を図りました。

また、福島県へ教員を派遣し、被災地理解を進める教育や放射線教育について学ぶ研修は、新型コ

ロナウイルス感染症拡大のためeラーニングとオンライン交流会とを実施し、この内容を踏まえて各学校において人権研修等を行いました。道徳教育推進教師研修では、いじめ防止につながる内容項目の確認と授業実践例の紹介を行い、各学校でいじめ防止につながる内容項目での授業を年間計画に位置づけ、実践していくように周知しました。

【校長会研修を通じた取組点検機会の確保】

いじめ再発防止

- ・校長への研修（各区校長会にて実施）
積極的ないじめの認知に向けて
(小・中それぞれ1回ずつ×18区)
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）
いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策



放射線・被災地理解

- ・福島県での教員派遣研修（eラーニングによる研修 受講者数85人（うち、オンライン交流会への参加15人））
- ・派遣研修の実践報告（コロナのため中止）

(3) 子ども主体のいじめ未然防止の取組

■横浜子ども会議

新型コロナ感染症拡大のため、残念ながら3年度も、区交流会は中止となりましたが、各校での取組は継続を図りました。

「『だれにとっても』居心地のよい学校づくり」を

テーマに、中学校ブロック単位で年間を通じての取組が実施され、保護者や地域とともに「いじめの未然防止」について話し合いを進め、地域全体での取組に発展させているところです。

中学校ブロック子ども会議では、「お互いのいいところを見つける」「声をかけ合う」「一人の人の大切にする」等の意見交換がされました。

【オンラインでの話し合いの様子】

■子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）の活用推進

GIGAスクール構想により、子どもたち向けに一人一台の端末と通信ネットワークの環境が整いました。端末を使って、子どもたちが安心して自分たちの学びを広げられるように、Y-Pを活用した「『絆を感じよう』～糸で繋がるインターネットの世界～」という実践を行いました。

目に見えないインターネットの世界を「糸」を使って可視化し、糸の振動から自分の発信が一瞬にして多くの人に届くことを体験した後に、端末やインターネットの使い方について、みんなで話し合いました。これは、互いの「つながり」や「相手」を意識することを目的としており、子どもたちは、全員と糸でつながった瞬間「わあ」と歓声を上げ、人とのつながりの良さやあたたかさを実感していました。この実践は専任会を通じて全小学校へ共有し、多くの学校で実施されました。

【活動の様子と感想】

インターネットはくもの巣のような形をしていて、これがあるおかげで世界中の人とつながることができます。それがさりげなく送ったことが相手をすごく傷つけたことがあったと思う。それを、今回感じました。今回は指だったけれど、本来は、心の傷になることもあると思います。自分でも気を付けたいです。



【中学校ブロックでの取組の様子】



これからに向けて
【3校の共通点】「テーマをもつことが大事」「つながることが大事」
⇒岩井原ブロックで大切にしていく！
アンケート、いじめ防止動画の作成、歌・ポスターの作成、いいとこ探し大会

【オンラインでの話し合いの様子】

※横浜プログラムとは…
子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力（子どもの社会的スキル）を育むために、横浜市が開発したプログラム。子どもの社会的スキルの育成状況を把握する「Y-Pアセスメント」と子どもの社会的スキルを高める「指導プログラム」からできています。

2 教育委員会事務局の取組

(1) 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援

■指導主事による支援

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣などにより、学校の組織的対応を支援しています。また、電話・面談等により保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。

※ 課題解決支援チームの構成

：指導主事（学校担当、課題別担当）、SSW、学校支援員
必要に応じ、心理学、教育学等の専門家

【いじめに関する検討・対応件数】3年度実績（2年度）

学校への直接支援回数	503回（564回）
意思決定のためのケース・カンファレンス実施回数	370回（512回）
電話による保護者等対応回数	542回（625回）
保護者との面談回数	147回（181回）

【学校担当指導主事とSSWによる支援例】

保護者が学校にいじめ被害を訴えたが、その時点では改善されず、児童に登校しづらさが起きた。当該父は教育委員会指導主事に相談した。一方で、当該母はSSWから他の事案で支援を受けており、本件も相談しやすい関係性があった。SSWと指導主事が連携し、それぞれの場で丁寧に話を聞くことで、当該保護者の気持ちが前向きになり、学校と保護者が協力していじめ被害と登校しづらさを解消することができた。

■スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援

SSWは課題解決支援チームの一員として、保護者の心情に寄り添い、そのニーズを代弁したり、当事者間の関係性に着目したりすることで課題整理を行い、福祉的な側面から解決に向けた支援や再発の防止等を図っています。3年度は、SSW1名が担当する中学校ブロック数を3中学校ブロックまでとすることで、1校あたりの滞在時間を延ばし、チーム学校の一員として、いじめや不登校等の早期発見・早期対応に取り組みました。また、学校生活あんしんダイヤルで受け付けた相談のうち、151件（前年度55件）を学校教育事務所に引継ぎ、SSWを含めた課題解決支援チームとして支援を行いました。

【学校生活あんしんダイヤルによる支援例】

学校にいじめの相談をしているが改善されず、児童が登校できない状況となり、保護者から学校生活あんしんダイヤルに相談が入った。相談を引き継いだSSWが児童と保護者のニーズを丁寧に聞き取り、課題を整理。保護者の同意を得た上で、課題解決支援チームの一員として、学校と情報を共有。児童・保護者と学校の橋渡し役をSSWが担い、関係改善に努めながら、学校とともに児童と保護者の思いを丁寧に受けとめた支援を行い、児童の登校につなげることができた。

■法律の専門家による支援

法律的な視点からの解決が必要な場合に、積極的に弁護士による法律相談を活用し、的確かつ迅速な課題の解決や円滑な学校運営の支援に寄与しています。

(2) 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

いじめの早期解決を図るため、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局（人権教育・児童生徒課）に設置しています。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ってきました。毎週開催する緊急対応チーム会議には統括SSWが参加し、福祉的な側面からの支援を強化しています。3年度に緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行った件数は32件（前年度50件）であり、緊急対応チームの指導主事が直接学校を訪問した件数は28件（前年度30件）です。

学校の組織的な対応力を強化するため、緊急対応チーム指導主事が、学校教育事務所の指導主事とともに、学校いじめ防止対策委員会へ出席したり、教職員への研修を実施したりするなど、引き続き、学校への支援を積極的に行っていきます。

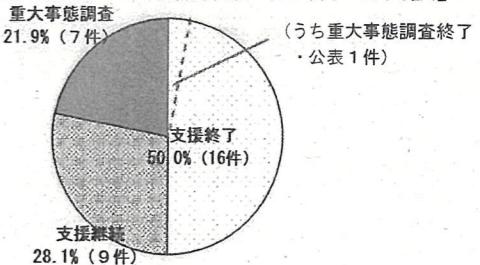
【緊急対応チーム取扱件数】3年度実績

取扱件数 (カンファレンス実施)	うち支援終了※1	学校訪問※2	
		32件	16件
		28件（延143回）	

※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件

※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行10件（延26回）

【緊急対応チーム取扱件数（32件）の内訳】



(3) 児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備

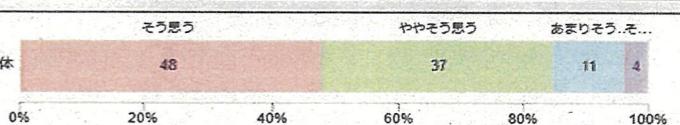
教科分担制の導入による学年経営力強化の取組を129校で実施しました。学級担任同士が、日常的に他の学級の児童と関わり、学級担任だけでは気付きにくい変化に気付くことができたり、初期での対応が充実したりするといった成果が表れています。

児童からは、「相談できる先生が増え、安心して過ごすことができる」という声が上がっており、いじめの未然防止につながることが期待できます。令和7年度までの小学校全校実施を目指して、今年度もさらに推進校を拡大し、188校で効果検証を行います。

【教科分担制イメージ図】



学級をもたないチーム・マネジャー（学年主任）が学年全体をマネジメントする。



【児童アンケート】

～着実な取組に向けて～

《いじめ防止市民フォーラム》

横浜市いじめ問題対策連絡協議会での協議を経て、12月に「いじめ防止市民フォーラム」を、横浜市役所1階アトリウムにて開催しました。前年度に策定した「いじめ防止に向けた提言」を受け、今年度は、市内学校及び関係機関が具体的な取組を進めてきました。

【当日の様子】



フォーラムでは、市立学校の代表校や関係機関の代表が集まり、ブースごとに分かれてパネルディスカッション形式で取組を発表し合いました。

また、関係機関からの「子どもたち向けビデオメッセージ」を制作し、子どもたちだけではなく、大人も主体的にいじめの未然防止に取り組んでいる姿を発信しました。今後も、学校、保護者、地域、関係機関の連携を強化し、社会全体で「いじめの未然防止」を推進していきます。

【いじめ防止に向けた提言】

- ・多様なコミュニティを創造し、大人社会の相互信頼を高めることで、子どもに安心できる空間を提供しよう。
- ・地域・家庭が一体となって、子どもたちに、地域から多くの「大切な人」の出会いを創ろう。
- ・子どもたちが自他の尊さや人とのつながりを感じ、自ら問題を解決していくたくましい心を育てよう。

《人的配置の推移》

■児童支援専任教諭の授業等を軽減するために配置されている非常勤職員の常勤化の拡充

専任教諭が校内で組織的ないじめ対応の中心的役割を担うことができる条件を整えるため、後補充で配置している非常勤職員の常勤化を拡充することで、いじめの早期発見・早期対応につながっています。

H29:40校 → H30:90校 → R1:140校 → R2:190校

→ R3:240校 → R4:290校（うち77校は市単独予算）

【専任教諭のもたらす効果や役割】

配置前と比べ、いじめの認知件数が増加し、いじめをはじめとした問題行動の実態把握及び早期発見・早期解決に大きな効果を上げ、子どもの安心感に繋げています。また、特別支援教育コーディネーターも兼務しているため、配慮を必要とする児童への支援体制を築くにあたって、職員の中心的な役割を果たし、問題行動が生じた場合に担任が一人で抱え込むことなく組織的に対応できるなどの効果もあります。

教委第11号議案

横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針の一部改正について

次のとおり一部改正を行う。

令和4年5月26日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行及び国や本市総務局の懲戒処分の指針改定、加えて教諭による児童らに対するいじめ・虐待事案を受け、「横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針」を一部改正する。

「横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針」の新旧対照表

現行	改正後
<p>1 指針の目的</p> <p>教育公務員の職務は、児童・生徒及び保護者等との信頼関係によって成り立つものであり、公務員の中でも一段と高いモラルが求められ、社会からより厳しい目で見られている。そのため、児童・生徒及び保護者等との信頼関係を一層深めるためには、公教育に携わる教育公務員の使命と役割についての自覚を高めるとともに、服務規律等の遵守を徹底していく必要がある。</p> <p>本指針は、こうした認識のもと、懲戒処分を行うに際しての基本的な考え方を定めるものである。</p>	<p>1 指針の目的</p> <p>教育公務員の職務は、<u>児童生徒</u>及び保護者等との信頼関係によって成り立つものであり、公務員の中でも一段と高いモラルが求められ、社会からより厳しい目で見られている。そのため、<u>児童生徒</u>及び保護者等との信頼関係を一層深めるためには、公教育に携わる教育公務員の使命と役割についての自覚を高めるとともに、服務規律等の遵守を徹底していく必要がある。</p> <p>本指針は、こうした認識のもと、懲戒処分を行うに際しての基本的な考え方を定めるものである。</p>
<p>2 基本事項</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>具体的な処分等の量定にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該行為の動機、態様、結果等 ② 故意又は過失の度合い ③ 当該行為を行った教育公務員の職責 ④ 司法判断 ⑤ 児童・生徒、保護者、地域、社会及び教育公務員に与える影響等 ⑥ 過去における不適切行為若しくは違法な行為又は処分等の有無 <p>を総合的に考慮の上、判断するものとする。</p> <p>また、教育公務員が行った一連の行為が、複数の非違行為に該当する場合は、標準例で規定する最も重い懲戒処分よりも重い処分を行うことができる。</p> <p>なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものとし、こ</p>	<p>2 基本事項</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>具体的な処分の量定にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該行為の動機、態様、結果等 ② 故意又は過失の度合い ③ 当該行為を行った教育公務員の職責 ④ 司法判断 ⑤ <u>児童生徒</u>、保護者、地域、社会及び教育公務員に与える影響等 ⑥ 過去における<u>非違行為（違法又は不適切な行為をいう。以下同じ）</u>又は処分等の有無 <p><u>について、日頃の勤務態度や当該行為後の対応等も含め</u>総合的に考慮の上、判断するものとする。</p> <p>また、教育公務員が行った一連の行為が、複数の非違行為に該当する場合は、標準例で規定する最も重い懲戒処分よりも重い処分を行うことができる。</p> <p>なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものとし、こ</p>

<p>れらについては標準例に掲げる取扱いを参考に判断する。</p> <p>(2) 処分等の量定の加重について</p> <p>次のいずれかの事由があるときは、処分等の量定を加重することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 児童・生徒の良好な教育環境や市民・保護者の信頼を著しく損なう事態を招いたとき ② 教育公務員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき ③ 教育公務員が違法行為を継続した期間が長期に渡るとき ④ 教育公務員が管理又は監督の地位にあるなど、その占める職制の責任の度が高いとき ⑤ 教育公務員が過去に処分等を受けたことがあるとき ⑥ 自らの不適切若しくは違法な行為を隠ぺいしたとき <p>(3) 処分等の量定の軽減について</p> <p>次のいずれかの事由があるときは、処分等の量定を軽減すること又は処分等を行わないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育公務員の日頃の勤務態度又は教育実践が極めて良好であるとき ② 教育公務員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出るなど、非違行為に対する深い反省が顕著に見られるとき ③ 教育公務員が行った行為の非違の程度が軽微である等特別な事情があるとき <p>3 適用</p> <p>本指針における「教育公務員」とは、小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高等学校の校長、校長代理、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（会計年度任用職員を含む）及び実習助手（会計年度任用職員を含む）をいう。</p> <p>なお、学校栄養職員、学校事務職員（高等学校</p>	<p>れらについては標準例に掲げる取扱いを参考に判断する。</p> <p>(2) 処分量定の加重</p> <p>次のいずれかの事由があるときは、処分量定を加重することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 児童生徒の良好な教育環境や市民・保護者の信頼を著しく損なう事態を招いたとき ② 教育公務員の非違行為の態様等が極めて悪質であるとき ③ 教育公務員が非違行為を継続した期間が長期に渡るとき ④ 教育公務員が管理又は監督の地位にあるなど、その占める職制の責任の度が高いとき ⑤ 教育公務員が過去に処分等を受けたことがあるとき ⑥ 自らの非違行為を隠ぺいしたとき <p>(3) 処分量定の軽減</p> <p>次のいずれかの事由があるときは、処分量定を軽減すること又は処分を行わないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育公務員の日頃の勤務態度又は教育実践が極めて良好であるとき ② 教育公務員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出るなど、非違行為に対する深い反省が顕著に見られるとき ③ 教育公務員が行った行為の非違の程度が軽微である等特別な事情があるとき <p>3 適用</p> <p>本指針における「教育公務員」とは、小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高等学校の校長、校長代理、准校長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、期限を付さない常勤講師及び実習助手をいい、これらの職には臨時の任用職員及び会計年度任用職員を含む。以下「教育公務員」を職員と称する。</p>
--	---

<p>に勤務する事務職員を含む)、学校用務員、給食調理員及び会計年度任用職員(講師及び実習助手を除く)については、基本的には本市市長部局の「懲戒処分の標準例」によるものとする。</p>	<p>なお、「教育公務員」以外の者については、本市市長部局の「懲戒処分の標準例」によるものとする。</p>
<h4>4 標準例</h4>	<h4>4 標準例</h4>
<p>(1) 一般服務関係 カ 公職選挙法第136条の規定に違反して政治運動に関与し、又は公職選挙法第136条の2及び政治資金規正法第22条の9の規定に違反して政治運動若しくは政治活動に関する寄附等に公務員の地位を利用して関与した職員は、免職又は停職とする。</p>	<p>(1) 一般服務関係 カ 公職選挙法第136条の<u>2及び政治資金規正法第22条の9の規定に違反して政治運動若しくは政治活動に関する寄附等に公務員の地位を利用して関与し、又は公職選挙法第137条の規定に違反して児童生徒に対する教育上の地位を利用して政治運動に関与した職員は、免職又は停職とする。</u></p>
<p>(2) 教育公務員として不適切な行為 ア 学校における業務データ等の不適切な管理 教育委員会の定めた、学校における業務データ等の取扱いを遵守しなかった職員は、減給又は戒告とする。</p>	<p>ス 公文書の不適正な取り扱い (7) 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀損した職員は免職又は停職とする。 (イ) 決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする。 (ロ) 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給、又は戒告とする。</p>
<p>ス 職場におけるハラスメント 本人の意図にかかわらず、他職員へのハラスメント行為が確認された職員は、具体的な行為の状況、悪質性の程度などに応じて、免職、停職、減</p>	<p>セ 業務データ等の不適切な管理 業務において個人所有の端末機及び記録媒体(USB等)、並びに情報システム等を管理職の許可なく使用し、若しくは管理職の許可なく業務データ類を持ち出し、又は個人情報を含む業務データ等を紛失、若しくは漏洩させた職員は、減給又は戒告とする。</p> <p>ソ 職場におけるハラスメント 本人の意図にかかわらず、他者へのハラスメント行為が確認された職員は、具体的な行為の状況、悪質性の程度などに応じて、免</p>

<p>給又は戒告とする。</p> <p>職場におけるハラスメントとは、「パワー・ハラスメント」「その他のハラスメント」とし、職場には、職場の懇親会や親睦会など、勤務時間外の場も含む。</p> <p>(ア) パワー・ハラスメント</p> <p>職員が、他職員に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。</p> <p>(イ) その他のハラスメント</p> <p>妊娠・出産・育児又は介護等に関するハラスメントをはじめ、職員が、本人の意図にかかわらず、人格と尊厳を傷つける言動で、他職員に不利益や不快感を繰り返し与える行為のこと。</p> <p>セ 収賄</p> <p>職務に関して賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした職員は、免職とする。</p> <p>ソ 供応</p> <p>職務に関して本市関係業者及び業者団体との虚礼・贈答の授受を行い、又は接待・会食等の供応を受けた職員は、具体的な行為の状</p>	<p>職、停職、減給又は戒告とする。</p> <p>職場におけるハラスメントとは、「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「その他のハラスメント」とし、職場には、職場の懇親会や親睦会など、勤務時間外の場も含む。</p> <p><u>また、行為の対象には、学校関係者との間ににおける言動を含む。</u></p> <p><u>なお、セクシュアル・ハラスメントについては、「(4)わいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメント等」の規定に基づき判断するものとする。</u></p> <p>(ア) セクシュアル・ハラスメント</p> <p>性別、性的指向又は性自認にかかわらず、職員が、他者の意に反する性的な言動を行うこと、その言動によって相手方に不利益を与えること、相手方の精神的・身体的自由を侵害すること又は職場環境を悪化させることをいう。</p> <p>(イ) パワー・ハラスメント</p> <p>職員が、他者に対して、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。</p> <p>(ウ) その他のハラスメント</p> <p>妊娠・出産・育児又は介護等に関するハラスメントをはじめ、職員が、本人の意図にかかわらず、人格と尊厳を傷つける言動で、他者に不利益や不快感を繰り返し与える行為のこと。</p> <p>タ 収賄</p> <p>職務に関して賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした職員は、免職とする。</p> <p>チ 供応</p> <p>職務に関して本市関係業者及び業者団体との虚礼・贈答の授受を行い、又は接待・会食等の供応を受けた職員は、具体的な行為の状</p>
---	---

<p>況、悪質性等の程度に応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。</p>	<p>況、悪質性等の程度に応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。</p>
<p>(2) 教育公務員として不適切な行為</p> <p>エ その他、教育公務員として不適切な指導を行った場合</p> <p>児童・生徒に対して、不適切な指導を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。</p>	<p>(2) 教育公務員として不適切な行為等</p> <p>ア 児童生徒に対するいわゆるいじめ等又は悪質若しくは常習的に不適切な指導、言動又は対応をした職員は、免職又は停職とする。</p> <p>イ 児童生徒に対して不適切な指導、言動又は対応をした職員は、停職、減給又は戒告とする。</p> <p>※不適切な指導、言動又は対応については、安全配慮義務や、いじめに対する対応など、本來措置を講ずるべきことについて、職員が故意又は重大な過失により怠った場合を含む。</p>
<p>イ 校外学習、部活動中の飲酒等の不適切行為</p> <p>校外学習指導中及び部活動指導中に飲酒等を行った職員は、停職又は減給とする。</p> <p>ウ 他教員等の明白な非違行為等を容認した場合</p> <p>他の職員が行った明白な非違行為等を把握したにもかかわらず、その事実を上司又は教育委員会に報告せず容認した職員は、減給又は戒告とする。</p> <p>オ 本市教育に対し、重大な信用失墜を与えた場合</p> <p>本市教育の信頼を損なうような、重大な信用失墜を与えた職員は、免職、停職又は減給とする。</p>	<p>エ 校外学習指導中及び部活動指導中に飲酒等を行った職員は、停職又は減給とする。</p> <p>エ 他の職員が行った明白な非違行為等を把握したにもかかわらず、その事実を上司又は教育委員会に報告せず容認した職員は、減給又は戒告とする。</p> <p>オ その他、本市教育の信頼を損なう重大な非違行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。</p>
<p>(3) 体罰等</p> <p>ア 児童・生徒に体罰を行い負傷させた（精神的な後遺症を与えた場合も含む）職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において過去に処分歴が有る職員は、免職又は停職とする。</p> <p>イ 児童・生徒に体罰を行った（精神的な苦痛を与えた場合も含む）職員は、減給又は戒告とする。この場合において過去に処分歴が有る職員は、免職、停職又は減給とする。</p>	<p>(3) 体罰</p> <p>ア 児童生徒に体罰を行い負傷させた（精神的な後遺症を与えた場合も含む）職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において過去に体罰等で処分等をされた職員は、免職又は停職とする。</p> <p>イ 児童生徒に体罰を行った職員は、減給又は戒告とする。この場合において過去に体罰等で処分等をされた職員は、免職、停職又は減給とする。</p>

<p>ウ 児童・生徒に対する行為</p> <p>(ア) 児童・生徒に対して、身体的接触等をして、又は法律・条例等に違反する行為をした職員は、免職とする。</p> <p>なお、未遂の場合であっても免職とする。</p> <p>(イ) 児童・生徒に対して、セクシャル・ハラスメントをした職員は、免職、停職又は減給とする。</p> <p>イ 保護者に対する行為</p> <p>(ア) 保護者に対して、同意の有無を問わず、性的行為と受け取られるような身体的接触等をし、又は法律・条例等に違反する行為をした職員は、免職又は停職とする。</p> <p>ウ 児童・生徒及び保護者以外の者に対する行為（未遂を含む）</p> <p>(ア) 法律・条例等に違反する行為をした職員は、免職又は停職とする。</p> <p>(イ) セクシャル・ハラスメントをした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。</p> <p>※ セクシャル・ハラスメントとは、職場の内外を問わず、また、性別、性的指向又は性自認にかかわらず、他の者を不快にさせる性的な</p>	<p>ウ <u>児童生徒</u>に対する行為</p> <p>(ア) <u>児童生徒及び18歳未満の者（以下「児童生徒等」という。）</u>に対して、同意の有無を問わず、わいせつな行為（性的行為と受け取られるような身体的接触等を含む。）をし、又は法律・条例等に違反する行為をした職員は、免職とする。</p> <p>(イ) <u>児童生徒等</u>に対して、セクシャル・ハラスメントをした職員は、免職又は停職とする。</p> <p>イ 保護者に対する行為</p> <p>(ア) 保護者に対して、同意の有無を問わず、わいせつな行為（性的行為と受け取られるような身体的接触等を含む。）をし、又は法律・条例等に違反する行為をした職員は、免職又は停職とする。</p> <p>ウ ア、イ以外の者に対する行為</p> <p>(ア) わいせつな行為をし、又は法律・条例等に違反する行為をした職員は、免職又は停職とする。</p> <p>(イ) セクシャル・ハラスメントをした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。</p>
---	---

<p>言動をいう。例えば、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動をいう。</p> <p>※ 法律・条例等とは、「刑法」、「軽犯罪法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「神奈川県青少年保護育成条例等」、「神奈川県迷惑行為防止条例等」をいい、刑事事件になることを要しない。</p>	<p>※ 法律・条例等とは、「刑法」、「軽犯罪法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「<u>教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律</u>」、「神奈川県青少年保護育成条例」、「神奈川県迷惑行為防止条例」<u>及びこれらに類似する法令等</u>をいい、刑事事件になることを要しない。</p>
<p>(5) 公金・物品取扱い関係</p> <p>カ 不適切な事務処理</p> <p>故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り、又は虚偽の事務処理を行い、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において、これを知りながら容認した職員は、減給又は戒告とする。</p>	<p>(5) 公金・物品取扱い関係</p> <p>カ 不適切な事務処理</p> <p>故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り、又は虚偽の事務処理を行い、公務の運営に支障を生じさせた職員は、<u>停職</u>、減給又は戒告とする。この場合において、これを知りながら容認した職員は、<u>停職</u>、減給又は戒告とする。</p>
<p>(6) その他の公務外非行関係</p> <p>キ 詐欺・恐喝</p> <p>人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職、停職又は減給とする。</p>	<p>(6) その他の公務外非行関係</p> <p>キ 詐欺・恐喝</p> <p>人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、<u>免職又は停職</u>とする。</p>
<p>(8) 監督責任関係</p> <p>ア 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。</p> <p>イ 部下職員の非行を知りながら、その事実を隠匿し、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。</p>	<p>(8) 監督責任関係</p> <p>ア 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。</p> <p>イ 部下職員の<u>非違行為</u>を知りながら、その事実を隠匿し、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。</p>

横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針【改正案】

1 指針の目的

教育公務員の職務は、児童生徒及び保護者等との信頼関係によって成り立つものであり、公務員の中でも一段と高いモラルが求められ、社会からより厳しい目で見られている。そのため、児童生徒及び保護者等との信頼関係を一層深めるためには、公教育に携わる教育公務員の使命と役割についての自覚を高めるとともに、服務規律等の遵守を徹底していく必要がある。

本指針は、こうした認識のもと、懲戒処分を行うに際しての基本的な考え方を定めるものである。

2 基本事項

(1) 基本事項

具体的な処分の量定に当たっては、

- ① 当該行為の動機、態様、結果等
- ② 故意又は過失の度合い
- ③ 当該行為を行った教育公務員の職責
- ④ 司法判断
- ⑤ 児童生徒、保護者、地域、社会及び教育公務員に与える影響等
- ⑥ 過去における非違行為（違法又は不適切な行為をいう。以下同じ）又は処分等の有無

について、日頃の勤務態度や当該行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。

また、教育公務員が行った一連の行為が、複数の非違行為に該当する場合は、標準例で規定する最も重い懲戒処分よりも重い処分を行うことができる。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものとし、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考に判断する。

(2) 処分量定の加重

次のいずれかの事由があるときは、処分量定を加重することができる。

- ① 児童生徒の良好な教育環境や市民・保護者の信頼を著しく損なう事態を招いたとき
- ② 教育公務員の非違行為の態様等が極めて悪質であるとき
- ③ 教育公務員が非違行為を継続した期間が長期に渡るとき
- ④ 教育公務員が管理又は監督の地位にあるなど、その占める職制の責任の度が高いとき
- ⑤ 教育公務員が過去に処分等を受けたことがあるとき
- ⑥ 自らの非違行為を隠ぺいしたとき

(3) 処分量定の軽減

次のいずれかの事由があるときは、処分量定を軽減すること又は処分を行わないことができる。

- ① 教育公務員の日頃の勤務態度又は教育実践が極めて良好であるとき
- ② 教育公務員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出るなど、非違行為に対する深い反省が顕著に見られるとき
- ③ 教育公務員が行った行為の非違の程度が軽微である等特別な事情があるとき

3 適用

本指針における「教育公務員」とは、小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高等学校の校長、校長代理、准校長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、期限を付さない常勤講師及び実習助手をいい、これらの職には臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む。以下「教育公務員」を職員と称する。

なお、「教育公務員」以外の者については、本市市長部局の「懲戒処分の標準例」によるものとする。

4 標準例

(1) 一般服務関係

ア 守秘義務違反

職務上知ることのできた秘密を漏らした職員は、減給又は戒告とする。この場合において公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

ただし、情報システムに関して、具体的に命令され、又は注意喚起されたセキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ 個人情報の不当利用

職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ 勤務態度不良

正当な理由なく遅刻・早退を繰り返し、勤務時間中に職場を離脱・私的な行為を繰り返し行うなどして職務を怠り、又は職務遂行にあたって上司の命令に従わない等により公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

エ パソコン・インターネットの不正利用

職場のパソコンを業務以外の目的で利用し、又は勤務時間中に私用メールを送り、若しくは業務に関連のないWEBを閲覧するなど、本市インターネット情報基盤を職務目的外に利用した職員は、減給又は戒告とする。

才 違法な政治的行為

国家公務員法第102条の規定及び人事院規則14-7に違反した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

力 公職選挙法第136条の2及び政治資金規正法第22条の9の規定に違反して政治運動若しくは政治活動に関する寄附等に公務員の地位を利用して関与し、又は公職選挙法第137条の規定に違反して児童生徒に対する教育上の地位を利用して政治運動に関与した職員は、免職又は停職とする。

キ 違法な職員団体活動

(ア) 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は本市の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

(イ) 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

ク 営利企業等従事

任命権者の許可なく営利企業等に従事した職員は、停職、減給又は戒告とする。

ケ 欠勤

(ア) 正当な理由なく7日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

(イ) 正当な理由なく8日以上14日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

(ウ) 正当な理由なく15日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

コ 休暇・職免の虚偽申請

特別休暇、介護休暇又は各種職免について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

サ 職場内秩序びん乱

上司その他職員に対する暴行又は暴言等により職場の秩序を乱した職員は、具体的な行為の状況、悪質性等の程度に応じて、停職、減給又は戒告とする。

シ 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

ス 公文書の不適正な取り扱い

(ア) 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀損した職員は免職又は停職とする。

(イ) 決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする。

(ウ) 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り

扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給、又は戒告とする。

セ 業務データ等の不適切な管理

業務において個人所有の端末機及び記録媒体（ＵＳＢ等）、並びに情報システム等を管理職の許可なく使用し、若しくは管理職の許可なく業務データ類を持ち出し、又は個人情報を含む業務データ等を紛失、若しくは漏洩させた職員は、減給又は戒告とする。

ソ 職場におけるハラスメント

本人の意図にかかわらず、他者へのハラスメント行為が確認された職員は、具体的な行為の状況、悪質性の程度などに応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。

職場におけるハラスメントとは、「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「その他のハラスメント」とし、職場には、職場の懇親会や親睦会など、勤務時間外の場も含む。

また、行為の対象には、学校関係者との間における言動を含む。

なお、セクシュアル・ハラスメントについては、「(4)わいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメント等」の規定に基づき判断するものとする。

(ア) セクシュアル・ハラスメント

性別、性的指向又は性自認にかかわらず、職員が、他者の意に反する性的な言動を行うこと、その言動によって相手方に不利益を与えること、相手方の精神的・身体的自由を侵害すること又は職場環境を悪化させることをいう。

(イ) パワー・ハラスメント

職員が、他者に対して、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。

(ウ) その他のハラスメント

妊娠・出産・育児又は介護等に関するハラスメントをはじめ、職員が、本人の意図にかかわらず、人格と尊厳を傷つける言動で、他者に不利益や不快感を繰り返し与える行為のこと。

タ 収賄

職務に関して賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした職員は、免職とする。

チ 供応

職務に関して本市関係業者及び業者団体との虚礼・贈答の授受を行い、又は接待・会食等の供応を受けた職員は、具体的な行為の状況、悪質性等の程度に応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 教育公務員として不適切な行為等

- ア 児童生徒に対するいわゆるいじめ等又は常習的に不適切な指導、言動又は対応をした職員は、免職又は停職とする。
- イ 児童生徒に対して不適切な指導、言動又は対応をした職員は、停職、減給又は戒告とする。
- ※不適切な指導、言動又は対応については、安全配慮義務や、いじめに対する対応など、本来措置を講ずるべきことについて、職員が故意又は重大な過失により怠った場合を含む。
- ウ 校外学習指導中及び部活動指導中に飲酒等を行った職員は、停職又は減給とする。
- エ 他の職員等が行った明白な非違行為等を把握したにもかかわらず、その事實を上司又は教育委員会に報告せず容認した職員は、減給又は戒告とする。
- オ その他、本市教育の信頼を損なう重大な非違行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

(3) 体罰

- ア 児童生徒に体罰を行い負傷させた（精神的な後遺症を与えた場合も含む）職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において過去に体罰等で処分等をされた職員は、免職又は停職とする。
- イ 児童生徒に体罰を行った職員は、減給又は戒告とする。この場合において過去に体罰等で処分等をされた職員は、免職、停職又は減給とする。
- ウ 児童生徒に対して、悪質又は常習的な体罰を行った職員は、免職又は停職とする。

(4) わいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメント等

ア 児童生徒等に対する行為

(ア) 児童生徒及び18歳未満の者（以下「児童生徒等」という。）に対して、同意の有無を問わず、わいせつな行為（性的行為と受け取られるような身体的接触等を含む。）をし、又は法律・条例等に違反する行為をした職員は、免職とする。

(イ) 児童生徒等に対して、セクシュアル・ハラスメントをした職員は、免職又は停職とする。

イ 保護者に対する行為

(ア) 保護者に対して、同意の有無を問わず、わいせつな行為（性的行為と受け取られるような身体的接触等を含む。）をし、又は法律・条例等に違反する行為をした職員は、免職又は停職とする。

ウ ア、イ以外の者に対する行為

(ア) わいせつな行為をし、又は法律・条例等に違反する行為をした職員は、

免職又は停職とする。

(イ) セクシュアル・ハラスメントをした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

※法律・条例等とは、「刑法」、「軽犯罪法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」、「神奈川県青少年保護育成条例」、「神奈川県迷惑行為防止条例」及びこれらに類似する法令等をいい、刑事事件になることを要しない。

(5) 公金・物品取扱い関係

ア 横領・窃取・搾取

公金又は物品を横領、窃取又は搾取した職員は、免職とする。

イ 紛失・盗難

公金又は物品を紛失し、又は盗難に遭った職員は、減給又は戒告とする。

ウ 物品損壊

職場において物品を損壊した職員は、戒告とする。この場合において故意又は重大な過失のある職員は、減給又は戒告とする。

エ 出火・爆発

過失により職場において出火、爆発を引き起こした職員は、減給又は戒告とする。この場合において故意又は重大な過失のある職員は、免職又は停職とする。

オ 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

カ 不適切な事務処理

故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り、又は虚偽の事務処理を行い、公務の運営に支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、これを知りながら容認した職員は、停職、減給又は戒告とする。

キ 公金及び物品等の処理不適正

自己保管中の公金又は物品等について目的外の用途に使用するなど不適正な処理をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

※学校で取扱う部活動費、PTA会費などの準公金（『横浜市立学校準公金事務取扱マニュアル』）についても、公金の処分と同様に取扱うものとする。

(6) その他の公務外非行関係

ア 放火・殺人

放火又は人を殺した職員は、免職とする。

イ 傷害

人の身体を傷害した職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかつたときは、停職、減給又は戒告とする。

エ 器物損壊（故意の場合）

他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

オ 横領

(ア) 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。

(イ) 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告とする。

カ 窃盗

他人の財物を窃取した職員は、免職、停職又は減給とする。

キ 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

ク 賭博・ノミ行為

賭博・ノミ行為をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、賭場を開くなど胴元としての行為をした職員は免職とする。

ケ 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。

(7) 交通事故関係

ア 人身事故

(ア) 人を死亡させた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

(イ) 人に重大な傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職、停職又は減給とする。

(ウ) 人に傷害を負わせ、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 物損事故

重大な過失により、他人の物を損壊した職員、又は他人の物を損壊し、事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員は、具体的な行為の状況、悪質性等の程度に応じて、停職、減給又は戒告とする。

ウ 交通法規違反

重大な交通法規違反（「エ 飲酒運転等」で規定するものを除く）をした職

員は、停職、減給又は戒告とする。

※アからウまでの処分量定の決定に際しては、「公務上の行為か否か」を考慮のうえ、判断するものとする。

エ 飲酒運転等

(ア) 飲酒運転で事故を起こした職員は、免職とする。

(イ) 飲酒運転をした職員は、免職とする。ただし、この場合において、特段の事情があるときは、停職とすることができる。

(ウ) 飲酒運転となることを知りながら他の者に酒類を提供し、又は飲酒を勧めた職員は、免職、停職又は減給とする。飲酒運転であることを知りながらこれに同乗した職員や、同乗しない場合であっても飲酒運転であることを知りながらそれを容認した職員も同様とする。

なお、これらの場合において、飲酒運転をした者が本市職員であり、その職員を懲戒処分とする時は、その処分量定と同じとする。

※飲酒運転とは、酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。

(8) 監督責任関係

ア 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

イ 部下職員の非違行為を知りながら、その事実を隠匿し、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針の一部改正について

1 提案理由

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行及び国や本市総務局の懲戒処分の指針改定、加えて教諭による児童らに対するいじめ・虐待事案を受け、「横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針」を一部改正する。

2 主な改正内容

(1) わいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメント等

法改正に合わせて文言等を整理するとともに、児童生徒へのセクシュアル・ハラスメントについては、減給から免職までの量定を、停職から免職までと厳罰化する。

(2) 公文書の不適正な取り扱い

国や総務局の懲戒処分の指針に項目が追加されたことを受けて新設する。
量定は戒告から免職までとする。

(3) 不適切な事務処理

戒告から減給までの量定を総務局の懲戒処分の指針に合わせ、戒告から停職までに変更する。

また、同様に「詐欺・恐喝」についても、減給から免職までの量定を停職から免職までに変更する。

(4) 教育公務員として不適切な行為等

教員による児童生徒へのいじめ・虐待が発生した場合に、判断をより明確にするために項目や表現を変更する。

なお、今回の改正において、その他文言等も整理する。

3 施行日

令和4年6月1日